

改訂版

喫煙、飲酒、薬物乱用防止 教育指導資料

~心と体の健康のために~



平成23年3月改訂神奈川県教育委員会

はじめに

近年の児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化は、大人と同様に精神的ストレスの増大につながり、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用にも大きく影響されていると指摘されています。また、青少年を中心とした大麻やMDMA等の合成麻薬の乱用が増加傾向にあり、憂慮すべき事態が続いています。

このような現状の中、県教育委員会では、児童生徒向けの教材の配布や指導 者研修の開催、また、保護者や地域と連携した啓発活動などに取り組み、喫煙、 飲酒、薬物乱用防止教育を推進してきました。

その取組みの一つとして、平成21年度に喫煙、飲酒、薬物乱用に関する調査を行ったところ、喫煙及び飲酒の経験者は平成13年度に実施した前回の調査と比べ減少しましたが、薬物乱用の経験者は薬物の種類によっては増加している結果がみられ極めて厳しい状況にあり、改めてより一層の取組みの充実の必要性を実感しました。

このような調査結果や学習指導要領の改訂を踏まえ、各学校において薬物乱用防止教育及び防止対策に具体的に役立てていただくために、平成16年に作成した本指導資料を改訂しました。資料には、前述の調査結果を掲載するとともに、喫煙、薬物、薬物乱用防止教育の考え方や具体的な指導内容やその進め方を示しています。また、薬物乱用緊急対応マニュアルなど万が一の時のための対応方法を紹介しています。

各学校におかれましては、本指導資料をご活用いただき、学校や地域の実態に応じた喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育に取り組んでいただき、「薬物は絶対に許さない」児童生徒の育成を図るようお願いいたします。

平成23年3月

神奈川県教育委員会教育局 教育指導部 保健体育課長 小野 力

目次

<調査研究編> 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する児童生徒及び保護者の意識等と これからの学校における防止教育

- 1 児童生徒の意識及び実態について
- 2 保護者の意識について
- 3 これからの学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<理論編> 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の考え方と指導内容

- 1 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の目標と観点
- 2 学習指導要領における位置付け
- 3 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の指導場面及び内容
- 4 指導方法の工夫
- 5 各校種・学年における指導内容

<指導展開編>

- 1 小学校の展開例(6年保健領域 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康)
- 2 中学校の展開例(3年保健分野 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康)
- 3 高等学校の展開例(入学年次科目保健 薬物乱用と健康)
- 4 薬物乱用防止教室における特色ある取組の実践例

<マニュアル編>

- 1 薬物乱用防止教室開催マニュアル
- 2 薬物乱用緊急対応マニュアル
- 3 喫煙生徒対応マニュアル

県教育委員会のホームページにも 掲載しています!



調査研究編

喫煙、飲酒、薬物乱用に関する児童生徒及び保護者の意識等と これからの学校における防止教育

- 1 児童生徒の意識及び実態について
- 2 保護者の意識について
- 3 これからの学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

喫煙、飲酒、薬物乱用に関する児童生徒及び保護者の意識等と これからの学校における防止教育

神奈川県では、これからの喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進する上での基礎資料を得ることを目的に、平成21年に県内の小学5年生(1,097名)、中学2年生(1,091名)、高校1年生(332名)、高校2年生(340名)、高校3年生(323名)、さらに保護者(2,633名)を対象に実態及び意識についてアンケート形式で調査を行いました。

ここでは、児童生徒の実態と保護者の意識について、調査結果の中からいくつかの項目を抜粋して紹介します。そして、調査結果を踏まえたこれからの防止教育の基本方針及び学校における取組を示します。

1 児童生徒の意識及び実態について

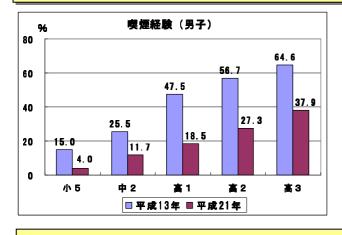
(1) 喫煙、飲酒に関する意識・実態

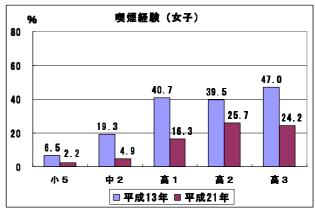
喫煙、飲酒の経験者は減少したが、油断禁物

喫煙の経験があると答えた児童生徒は、平成13年度に実施した前回の調査と比較して男女とも全ての学年で減少傾向を示しました。しかし、高2から高3の女子以外は、学年が上がるごとに経験者が増加しています。

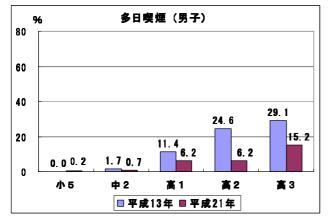
また、過去30日間のうち20日以上喫煙したと答えた児童生徒は前回調査と比較する と減少していますが、常習的に喫煙している児童生徒が低率ながらいることからも、 防止教育だけでなく、喫煙者への対応も課題であると言えます。

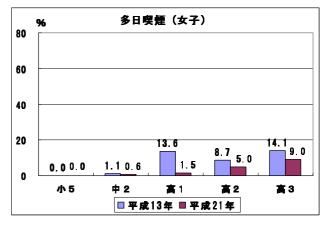
問「あなたは今までにたばこを吸ったことがありますか」 ⇒ 回答「はい」





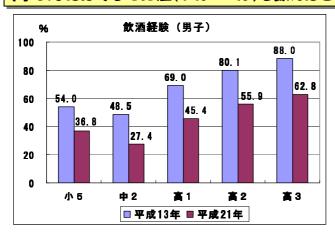
問「あなたは、この30日間にたばこを吸った日が何日ありましたか」 ⇒ 回答「20日以上」

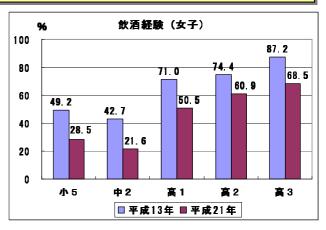




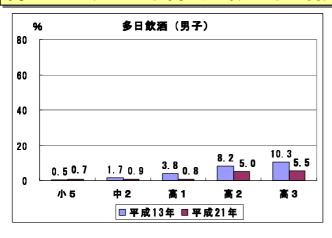
飲酒の経験についても喫煙と同様、平成13年度調査と比較して男女とも全ての学年で減少傾向を示しました。また、過去30日間のうち10日以上飲酒したと答えた児童生徒は、中2と高2の女子以外は減少していますが、常習的に飲酒している児童生徒が低率ながらいることも事実です。

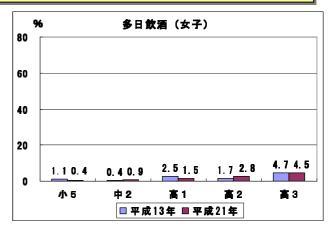
問「あなたは今までに酒(アルコール)を飲んだことがありますか」 ⇒ 回答「はい」





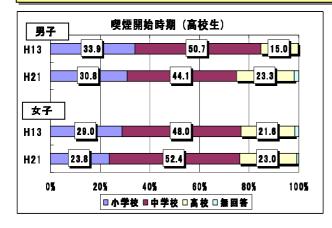
問「あなたは、この30日間に酒を飲んだ日が何日ありましたか」⇒ 回答「10日以上」

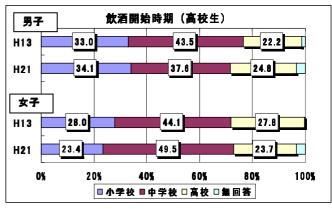




喫煙、飲酒の開始時期を高校生に聞いたところ、喫煙、飲酒ともに中学校の時期に開始した割合が最も高くなっています。また、喫煙、飲酒経験者のうち小学校から開始している生徒が3割程度いることから、早い段階からの防止教育によって正しい知識と的確な判断力、実践力を育成することなどが求められます。

問「あなたが初めてたばこを吸った(酒を飲んだ)のはいつでしたか」

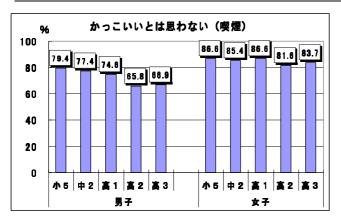


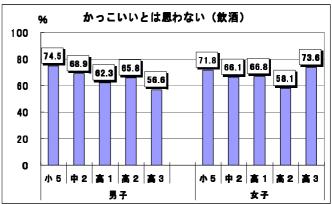


喫煙や飲酒について感じていることを聞いたところ、喫煙については、女子よりも 男子の方が肯定的な答えの割合が大きくなりました。一方、ほとんどの児童生徒が、 喫煙は体に害を与えると思っていることがうかがえます。

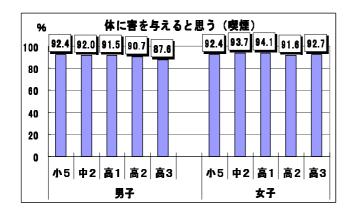
飲酒については、喫煙に比べて、肯定的な答えの割合が大きく、体に害を与えると思っている割合が小さくなりました。飲酒についても、ゲートウェイドラッグ(入門薬物)として、未成年者の飲酒の健康被害や法規制、誘われた時の対処の仕方などしっかりと学ばせる必要があります。

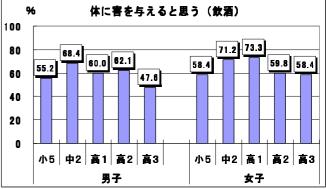
問「あなたは、喫煙・飲酒を「かっこいい」と思いますか」 ⇒ 回答「思わない」





問「あなたは、喫煙・飲酒は体に害を与えると思いますか」 ⇒ 回答「思う」





喫煙、飲酒の経験者の割合は、平成13年度の調査と比べて減少していますが、喫煙や飲酒をする児童生徒「ゼロ」を目指して、防止教育の一層の充実を図る必要があります。

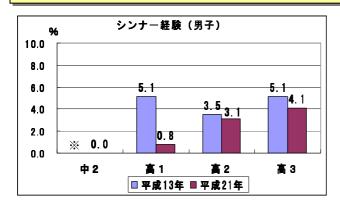
また、常習的に喫煙や飲酒をしている児童生徒に対しては、担任を中心に養護教諭や学校医など複数で支援体制をつくり粘り強く指導します。場合によっては保護者の理解を得て、保健福祉事務所等と連携し、禁煙外来などの専門機関につなげることも重要です。

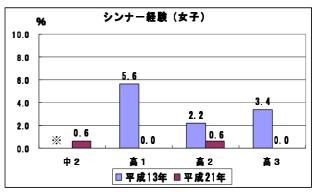
(2)薬物乱用に関する意識・実態

極めて憂慮すべき状況、防止教育の一層の推進を!

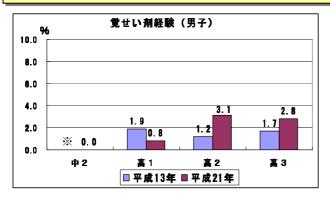
シンナー乱用の経験者は、高校生の男女とも各学年で減少傾向を示しました。覚せい剤乱用の経験は、高校生の男子2、3年で増加が見られましたが、他は減少傾向を示しました。大麻乱用の経験は高2女子で増加が見られましたが、他は減少傾向を示しました。しかし、少数ではありますが、薬物(シンナー、覚せい剤、大麻)乱用の経験者が見られることは、極めて憂慮すべき状況です。

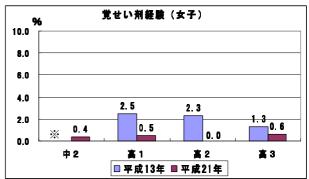
問「あなたは今までに、シンナーを乱用したことがありますか」 ⇒ 回答「はい」



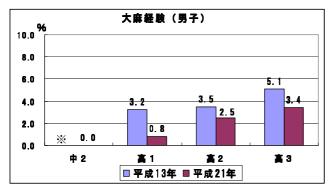


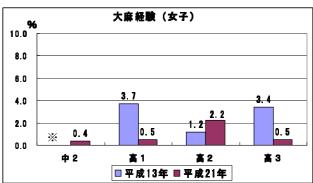
問「あなたは今までに、覚せい剤を乱用したことがありますか」 ⇒ 回答「はい」





問「あなたは今までに、大麻を乱用したことがあいますか」 ⇒ 回答「はい」

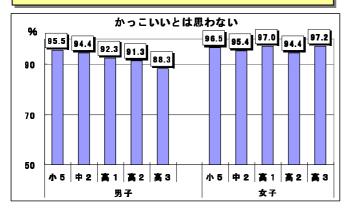




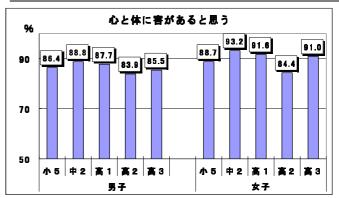
※ 平成13年度調査では、中学2年生を対象にこれらの質問を実施していないため、データはありません。

薬物について感じていることを聞いたところ、薬物を肯定的にとらえている児童生徒は多くありません。しかし、「他人に迷惑をかけなければ個人の自由であると思いますか」との設問に「思わない」と答える割合が、高校生で低くなっていることに注意する必要があると思います。

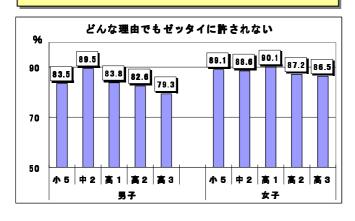
問「あなたは、薬物に対して「かっこいい」と思いますか」 ⇒ 回答「思わない」



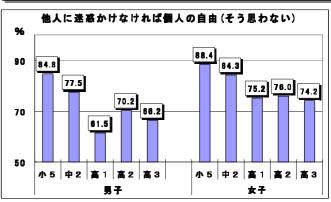
問「あなたは薬物は、1回くらいなら乱用しても心 や体に害はないと思いますか」⇒回答「思わない」



問「あなたは薬物は、絶対にすべきではないし、許されないと思いますか」 ⇒ 回答「思う」



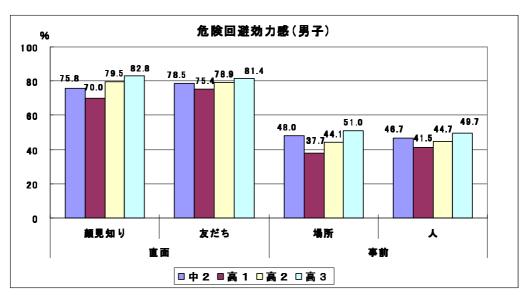
問「あなたは薬物は、他人に迷惑をかけなければ、 個人の自由であると思いますか」⇒回答「思わない」

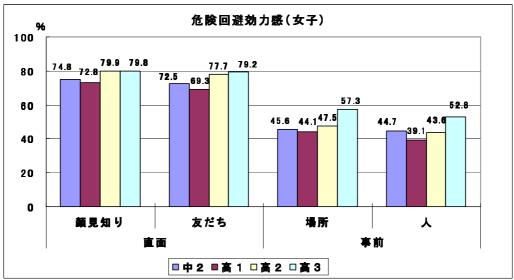


薬物乱用の危険を回避することができるかどうかについて、次のア〜エの4つの設問で行動の仕方を聞いたところ、知人や友だちからの「直接の誘い」を「断ることができる」と答えた割合よりも「誘われそうな場所や誘いそうな人」に対して事前に「避けることができる」と答えた割合が少ないことが分かりました。

児童生徒が正しい判断に基づいて行動できるようにするためには、薬物の害を学ばせるとともに、自分がその場所にいることを想定して危険を回避する方法を考えたり、話し合ったりする活動や薬物の誘いを断ち切る方法を身に付けるための活動を積極的に取り入れることが必要です。そのためには、ブレインストーミングやケーススタディ、ディスカッション、ロールプレイングなど指導方法を工夫することが大切です。

- ア顔見知いの人から「薬物を乱用すること」を誘われても、断ることができますか。
- イ 親しい友だちから「薬物を乱用すること」を誘われても、断ることができますか。
- ウ「薬物を乱用すること」を誘われそうな場所をあらかじめ避けることができますか。
- エ 「薬物を乱用すること」を誘いそうな人をあらかじめ避けることができますか。





薬物乱用を経験したことのある生徒がいることを非常に深刻に受け止めなければなりません。

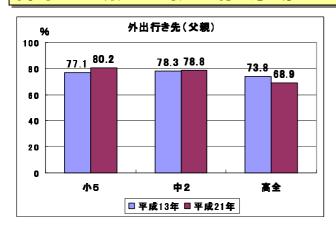
現在実施している保健学習や薬物乱用防止教室の見直し・改善を図り、相談センターや警察などの専門機関や地域・家庭との連携を強化するなど、より一層の薬物乱用防止教育の推進が求められます。

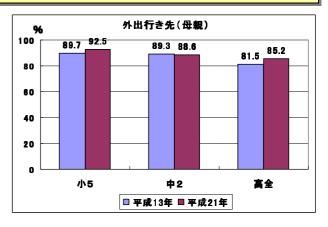
2 保護者の意識について

(1) 養育態度の状況

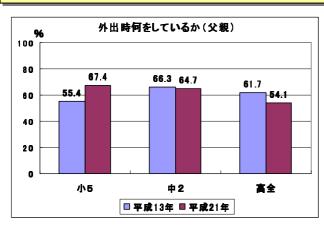
「我が子の外出状況」について、自分の子どもの行き先や行動を把握していると答 えた割合は父親より母親の方が高い結果を示しました。

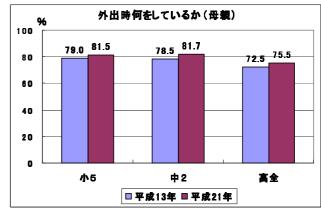
問「子どもが外出する時、その行き先が分かっていると思いますか」 ⇒ 回答「思う」





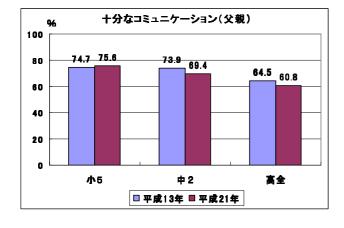
問「子どもが外出する時、子どもが何をしているか分かっていると思いますか」 ⇒ 回答「思う」

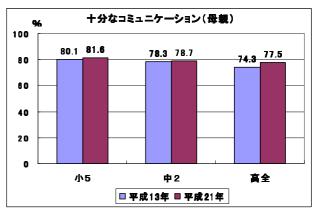




「我が子とのコミュニケーション」について、「できている」と肯定的に答えた割合は父親より母親の方が高い割合を示しました。これらの養育態度に関する設問については、前回調査と比較すると、大きな変化は見られませんでした。

問「子どもと十分にコミュニケーションができていると思いますか」 ⇒ 回答「思う」

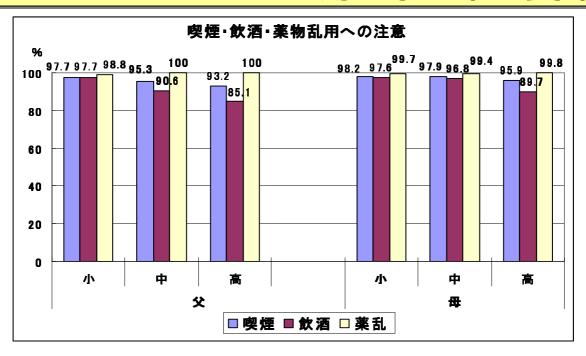




(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する意識

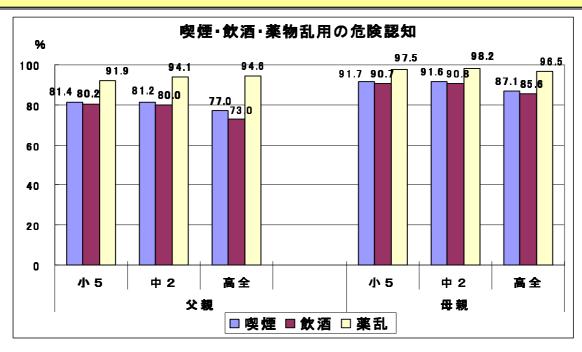
「我が子の喫煙、飲酒、薬物乱用への注意」について、「注意する」という肯定的な回答は、飲酒で前回調査に比べて減少したものの、依然として高い割合を示しました。また、薬物乱用への注意は、前回調査とともにほとんどの保護者が「注意する」と答えており、喫煙及び飲酒については、今回の方が良好な傾向が示されました。

問「あなたの子どもが喫煙していたら、飲酒していたら、薬物を使用していたら あなたは注意すると思いますか」⇒ 回答「思う」



「青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する危険認知」(実態の深刻さ)について、 特に薬物乱用の実態について深刻に考えていることがうかがえます。

問「最近の青少年における喫煙、飲酒、薬物乱用の実態を深刻に思いますか」⇒回答「思う」

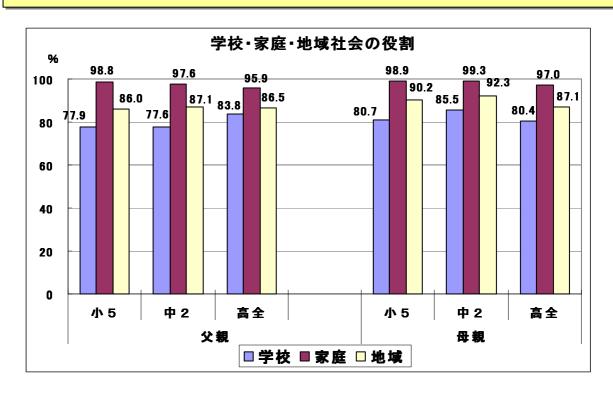


薬物乱用を防止する上での学校、家庭、地域社会の役割について聞いたところ、父母ともに全ての校種において「家庭」の役割が大きいと思っている割合が最も大きく、95%以上となっています。これは、喫煙防止、飲酒防止に関しても同様の傾向を示しました。

保護者は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たすことの大切さを感じて いることがうかがえます。

問「青少年の薬物乱用を防止する上で「学校」「家庭」

『警察・保健所・町内会などの地域社会』の役割は大きいと思いますか」 ⇒ 回答「思う」



喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進する上で、家庭との連携は必要 不可欠です。

保護者の意識をさらに高めるために、薬物乱用防止教室や学校保健委員会などを活用して、学校から積極的に情報提供することが必要です。

3 これからの学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

調査の結果を踏まえ、防止教育の基本方針を示すとともに、学校における具体的な取組み 内容と考えられる手だてを示します。各学校の実情に応じて、創意工夫を生かした防止教育 を推進することが大切です。

防止教育の基本方針

喫煙、飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の習得と「乱用は絶対に許さない」という意識の高揚及び断る勇気の大切さや、自分自身を大切にする「こころの醸成」を図るため、学校、家庭、地域社会が連携し、学校全体で組織的に、児童生徒の発達の段階に応じた計画的・継続的な取組みを推進する。

学校における具体的な取組み

1 児童生徒に対する指導の充実

(1) 教科等指導の充実

学習指導要領の改訂を踏まえ指導内容を見直すとともに、学習指導方法や 教材の開発により指導の充実を図る。

- □ 知識の確実な習得のための聴覚教材の活用や繰り返し学習等
- □ 思考力・判断力等の育成のための知識を活用する学習活動の導入 (ディスカッション、ブレインストーミング、実習、実験、課題学習など)

(2) 薬物乱用防止教室の開催

現在実施している内容の見直し・改善を図り、中・高等学校は年1回以上 開催する。また、小学校においても積極的に開催する。

- □ 専門家の外部講師を活用した、より実践的な内容の指導
- □ 教科、特別活動、道徳等と関連させた効果的な指導

2 教員に対する指導・研修の充実

児童生徒に正しい知識と的確な判断力を身に付けさせるため、研修、研究を 通して教員の指導力の向上を図る。

- □ 学校の研修計画に位置付けた校内研修の実施(学校医、学校薬剤師等の活用)
- □ 校外での講演会や研修講座等への積極的な参加

3 学校・家庭・地域の連携

保護者の意識啓発や地域の教育資源の活用など、学校・家庭・地域が一体となって防止教育を推進する。

- □ 保護者への意識啓発を図るための「保健だより」等の配付や講演会等の実施
- □ PTA 団体と連携した講演会、街頭キャンペーン等による啓発活動
- □ 学校医や学校薬剤師等の協力による学校保健委員会の開催
- □ 相談センターや保健福祉事務所、医療機関等の専門機関の活用

理論編

喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の考え方と指導内容

- 1 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の目標と観点
- 2 学習指導要領における位置付け
- 3 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の指導場面及び内容
- 4 指導方法の工夫
- 5 各校種・学年における指導内容

喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の考え方と指導内容

1 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の目標と観点

(1) 指導の目標

喫煙、飲酒、薬物乱用を防止し生涯を通して健康・安全で活力のある生活を送ることができるような資質や能力を育てる

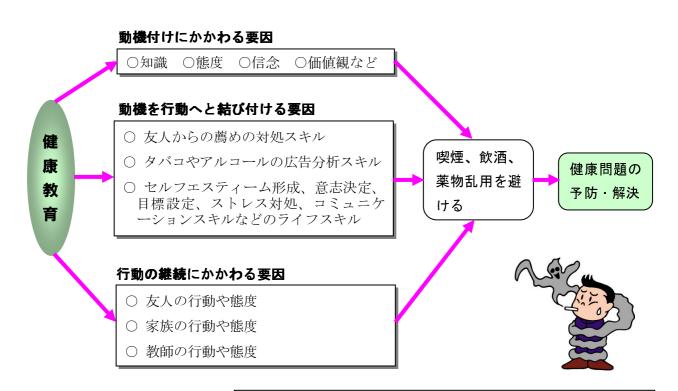


- ① 喫煙、飲酒、薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響及び社会的対策について知識を 身に付け、理解する。
- ② 喫煙、飲酒、薬物乱用が健康や社会に及ぼす影響の重大性及び社会的対策の重要性に気付くとともに関心を持ち、それらを解決しようとする意欲を高める。
- ③ 喫煙、飲酒、薬物乱用にかかわる要因に気付き、喫煙、飲酒、薬物乱用をしない という意志決定のための能力を身に付け、自らの生活をコントロールできる。
- ④ 地域や社会生活において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための活動ができる。

(2) 指導の観点

指導内容を選定するにあたり、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用行動の形成要因について考慮する必要がある。単に、健康影響に関する情報を提供するだけでなく、次の3つの要因のすべてに対して適切な働きかけをする必要がある。

【喫煙、飲酒、薬物乱用防止にかかわる要因図】



グリーン (Green、LW) のプリシードモデルを喫煙、飲酒、薬物乱用に適用

2 学習指導要領における位置付け

(1) 総則

体育・健康に関する指導(中学校学習指導要領総則編 第1章第1の3)

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

健康に関する指導については、生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

その指導においては、体つくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科などの関連教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによってその一層の充実を図ることができる。

※小学校、高等学校も同様に位置付けられている。

(2)特別活動

「学級活動」心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

- 生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度の育成
 - ・ 喫煙、飲酒,薬物乱用などの害に関することについて、学年や発達の段階も 踏まえて題材を設定し、身近な視点からこれらの問題を考え意見を交換できる ような話し合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法 を活用して展開していくこと。

「学校行事」 健康安全・体育的行事

- 心身の健全な発達や健康の保持増進についての理解を深める
 - ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切 な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付ける。

(3)体育・保健体育

「小学校」病気の予防

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

「中学校」 健康な生活と疾病の予防

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損な う原因となること。

「高等学校」 健康の保持増進と疾病の予防

○ 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

3 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の指導場面及び内容

(1)保健学習における指導

学習指導要領の内容に基づき、教科の年間指導計画に位置付けて指導する。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえ、校種間の接続を考慮することが大切である。

小学校6年生→「病気の予防」 【概ね1時間~2時間】

|中学校3年生|→「健康な生活と疾病の予防」 【概ね2時間~3時間】

|高校入学年次|→「健康の保持増進と疾病の予防」 【概ね3時間~4時間】

(2) 関連教科における指導

各教科の学習内容と関連付けて指導する。その際、教科としての学習のねらいを明確に して学習を進めることが大切である。

<関連教科の例>

○ 理 科:消化・吸収、血液の循環と喫煙や飲酒が体に及ぼす影響

○ 社 会 科:個人と社会生活において、薬物乱用という社会のルールを破ることの悪

影響やインターネットの普及と薬物乱用問題

○ 技術 家庭科 幼児の発達と家族において、幼児の過ごす環境の受動喫煙の問題

(3) 道徳における指導

各教科及び特別活動と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合する。また、生徒の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断を高め、道徳的実践意欲と態度の向上を図ることを通して、道徳的実践力を育成する。これらの指導において、自己理解を深め、自己の尊厳への気付きから自尊感情を高めること、自分の目標や価値観を明らかにすることなど、適切な意志決定ができるようにすることが大切である。さらに、法や規則が必要であることの理解や守るべき正義と目指すべき社会について考えさせることも重要である。

- 〇「1 主として自分自身に関すること」…「(1) 望ましい生活習慣、節度と節制」
 - 「(3) 自立の精神、自主的な判断」
 - 「(5) 自己理解と自己実現」
- ○「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」…「(2) 法やきまりの意義、権利 と義務、社会の規律」

(4)総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題について学習テーマを設定して取り組む。数時間の単発的な取り上げ方ではなく、健康にかかわる危険行動の防止の一貫としてまとまった時間を確保し、児童生徒の自主的な学習活動を展開することによって、より成果を上げることができる。すなわち、全体を見通した健康教育として展開することが大切である。

4 指導方法の工夫

新学習指導要領では、生徒の思考力・判断力・表現力の育成を目指して、「知識を活用する 学習活動」を積極的に授業場面に取り入れることが大切にされている。次にあげる様々な指導 方法は、それぞれ特徴があり、学習のねらいや活動内容、さらに活動に要する時間などを考え た上で、適切な指導方法を選択すべきである。

指導方法	機能・特徴等	活用の例	期待される効果	活動規模
ブレインストーミング	あるテーマについて、様々なア イデアや意見を出すための活動	 ○ 喫煙、飲酒、薬物乱用のきっかけや背景 ○ 喫煙、飲酒、薬物乱用の有害性、悪影響 ○ 禁煙の場所 ○ リラクゼーションの方法 ○ 課題学習での課題発見 	思考力の形成活発な意見交換	小集団
ケーススタディ(事例による 学習)	日常起こりやすい状況を取り上 げ、状況にかかわる心理状態や対 処法等を検討するための活動	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用のきっかけや背景○ 喫煙、飲酒、薬物乱用に誘われた場合の対処	現実的な問題に関する思考力、対処 能力の形成	個人 小集団 全体
ロールプレイ ング	ある役割に必要な能力や技術を 習得したり、効果的な対処法につ いて理解したりするための活動	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用に 誘われた場合の対処	現実的な問題への 対処能力(特に技 術)の形成	小集団 全体
ディベート	あるテーマについて、肯定側と 否定側とに分かれ、二つのチーム がルールに従って議論を行い、そ の結果を審判が判定する活動	○ たばこやアルコールの自 動販売機の撤去の是非	思考力、判断力、 表現力などの形成 活発な意見交換	全体
実験	ある仮説を実証的に検証するための活動	○ ストレス対処法の実施と 効果○ 換気の効果	思考力、判断力の 形成 対象への直接的関 与	個人 小集団
課題学習	課題を発見し、解決の方法を考え、解決する学習活動	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用 の様々な影響	課題発見・探究・解 決などの能力、思 考力、表現力など の形成	個人 小集団
実地調査、ア ンケート、イン タビュー	現地に赴いたり、対象者に質問 したりすることにより、実態等を把握 したり問題を探ったりするための活 動	○ 生徒のストレス状態の調査○ 喫煙や飲酒のきっかけに関するインタビュー	思考力、判断力の 形成 対象への直接的関 与	個人 小集団
VTR、パンフ レット等の活 用	課題について発展的な内容も含め、視聴覚的に集約・整理した教 材	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用 防止に関する基礎的内容 (有害性、きっかけや背 景、内外の諸対策)	正確で実感を伴う理解	個人 全体
コンピュータ の活用	情報収集、双方向の意見交換、 情報や資料の整理、発表のための 図表等を作成するための活動	○ 国内、国外における喫 煙や飲酒対	多様な情報の入手 情報処理等能力、 表現力、思考力、 判断力などの形成	個人
多様な教職員 や 外 部 講 師 の参加	専門家による専門的な情報等の 提供、複数教師による綿密な支援 など	○ 種々のグループワーク○ 薬物乱用防止教室○ 課題学習	思考力、判断力などの形成	全体

<ブレインストーミング>

集団(小グループ)によるアイデア発想法のひとつ。参加メンバー各自が自由にアイデアを出し合い、互いの発想の異質さを利用して、連想を行うことによってさらに多数のアイデアを生み出そうという集団思考法・発想法のこと。

【4つの原則】

- ① 批判をしない
- ② 奔放なアイデアを歓迎する
- ③ 質より量を重視する
- ④ 他のアイデアを修正、改善、発展、結合する

【進め方の例】

- ① 付箋(アイデアをひとつずつ書くためのもの)を一人10枚程度配る。
- ② スタートの合図で各自付箋にアイデアを書きながら、それを声に出して読み上げる。(4つの約束を守る)発表は思いついた人から行う。司会は設けない。
- ③ 書かれた付箋を机上へ置いていく。
- ※「課題解決法のアイデアを出す」「課題を確認する」「イメージを整理する」などの場面で活用できる。

<ケーススタディ>

日常で起こりそうな架空の物語で場面を設定し、学習者がその主人公の立場に立ち、登場人物の 気持ちを考え、または行動の結果を予想したり、主人公がどのように対処(態度や行動)すべきかに ついて考えたり話し合う学習のことである。

学習者は、架空の人物について話し合うため、自分の個人的な経験を暴露したり気恥ずかしい思いをしたりする心配が少ないことから、学習者の率直な気持ちや考えを引き出すことが容易になる。

【留意点】

- ① 学習者に自由な発想と十分な時間を保障し、批判的な思考や創造的な思考を促す問いかけをすること。
- ② 授業の「展開」では、「もしあなただったら」という問いかけは避け、物語の登場人物について考えさせる。
- ③ 教師にとって都合のよい特定の考えや価値観を強引に押しつけないこと。
- ④ 授業の終わりにまとめとして、ありがちな結論を性急に位置づけないこと。
- ⑤ 学習者にすばらしいアイデアや考え、または正しい回答を求めることよりも、学習者自身が自分なりに思考し、他の人の考えを知ってさらに思考を深めるといった過程を重視すること。

<ロールプレイング>

ロールプレイングは、役割演技法とも呼ばれ、個人の心理療法や対人関係の改善、リーダーシップの訓練などに幅広く用いられる。喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、心の健康などで行われるロールプレイングは、周囲の人々からの圧力への対処能力を高めるものであり、対人関係の改善や対人関係能力の習得に関わるものと言える。生徒が、現在あるいは近い将来遭遇する可能性の高い状況(たばこを勧められる等)を取り上げ、そこでの効果的な対処法を考えたり、実際に練習したり演じたり、それらについて振り返ったりすることにより、対処能力を向上させる。

【ロールプレイングの目的】

- 自分自身や他の生徒の対人関係に関連する知識や能力を評価する。
- 対処能力を向上させたり、対処の仕方を練習したりする。
- グループ全員、あるいはクラス全員の協力のもと、有効な対処策を幅広く明らかにする。
- 他の生徒の演技を観察することにより、効果的な対処法を学習する。

【実施上の留意点】

- ○たばこを勧めるなど好ましくない役は、原則として生徒にはさせない。
- たばこなど本物を小道具として使わない。
- 教師が勧める圧力を強めて、生徒が対処できなくなるほど追い込まない。
- 勧め方の印象が強く残ってしまわないように、勧め役の教師はあまりに巧みな演技をしない。
- 演技自体が目的化され、演技指導に陥らない。
- 生徒の演技の問題点ばかりを指摘しない。
- 観察者である生徒が単なる傍観者にならないようにする。

【進め方の工夫】

(1) 進め方

- ① ロールプレイングに参加しやすい雰囲気作りを行う。
- ② ロールプレイングの目的や進め方を確認する。
- ③ 小グループに分かれて、対処スキルを向上させるための練習をする。
- ④ 教師は、演技者と観察者にそれぞれの課題を説明する。
- ⑤ 最初のグループの代表がみんなの前でロールプレイングを行う。
- ⑥ ロールプレイング後、演技の終了を明確にするために、教師は演技者の役割を解く。
- ⑦ 演技者と観察者は課題に答える。必要に応じて、観察者が意見を発表したり、再度ロールプレイングを行ったりする。
- (8) (5) (7) をグループの数だけ繰り返す。
- ⑨ まとめでは、自己主張コミュニケーションの特性、多様な対応が存在することなどを確認する。

(2) セリフづくりの意義

- 基礎的内容の学習(喫煙の有害性、開始要因等)を応用できる。
- 人から圧力を受けた場面で、何を言うべきか、どう表現するかを明らかにする。
- 書いた内容が、攻撃的か、受動的か判断できる。
- 有効な対応が、多様に存在することを確認できる。

(3) ロールプレイング直後の検討

- 演技者に対する質問
 - ・演じた後の感想を述べる。
 - ・ 演じる際に工夫した点(セリフの内容や伝え方)を述べる。
 - 困った点、うまくいかなかった点などがあった場合には述べる。
- 観察者に対する質問(演技のよかった点を上げる。)
 - ・ 断るセリフが明確 ・ 声が大きかった ・ ボディーランゲージが活用されていた。
 - ・自然体であった。・その人らしさが出ていた。・断固とした態度だった。
 - アイデアが素晴らしい など

5 各校種・学年における指導内容

<小学校 第1学年·第2学年>

生活科	康で安 生活習 遊びや
○ 生活行動の理解 全な生活」、コ「基本的な生慣や生活技能」健康や安全に気を付けて、対規則正しい生活ができるよる。 道徳 「よいことすすん のよいことと悪いことの判断 (3)良いことと悪いことの関し、よいと思うことを進んです。 ○ 体験の発表 意志決定の練習 し、よいと思うことを進んできるよう。 「あいさつはここ ろのリボン」 おいさつの例 場面を想定した練習 ですること 場面を想定した練習 ですること ですること ですること ない、動作などに心掛けて、大接する 「かぞくっていい おて なりに関すること いまして集団や社会との対象 かの発表 りに関すること	生活習
○ 生活目標の気付き 慣や生活技能」 健康や安全に気を付けて、	佐びや
健康や安全に気を付けて、i 規則正しい生活ができるよる。	
規則正しい生活ができるよる。	
道徳	うにす
道徳 「よいことすすん ○ よいことと悪いこと 1主として自分自身に関するの判断 (3)良いことと悪いことのし、よいと思うことを進んでし、よいと思うことを進んできる。	
で」 の判断 (3)良いことと悪いことの し、よいと思うことを進んで 意志決定の練習 「あいさつはここ ○ 時、場所、相手によ 2主として他の人のかかわる あいさつの例 すること ○ 場面を想定した練習 (1)気持ちのよいあいさつ、 ○ 習慣化するためのめ 遣い、動作などに心掛けて、 く接する 「かぞくっていい ○ 家族の役に立った経 4主として集団や社会との 験の発表 りに関すること	
 ○ 体験の発表 ○ 意志決定の練習 □ あいさつはここ ○ 時、場所、相手によ ② 立として他の人のかかわらるあいさつの例 ○ 場面を想定した練習 ○ 習慣化するためのめまい、動作などに心掛けて、く接する □ かぞくっていいの家族の役に立った経れまして集団や社会とのなりに関すること 	らこと
○ 意志決定の練習 「あいさつはここ ○ 時、場所、相手によ ろのリボン」 2主として他の人のかかわる すること ○ 場面を想定した練習 (1)気持ちのよいあいさつ、	区別を
「あいさつはここ ○ 時、場所、相手によ 2主として他の人のかかわる るあいさつの例 すること ○ 場面を想定した練習 (1)気持ちのよいあいさつ、 ○ 習慣化するためのめ 遣い、動作などに心掛けて、	で行う
ろのリボン」 るあいさつの例 すること ○ 場面を想定した練習 (1)気持ちのよいあいさつ、 ○ 習慣化するためのめ 遣い、動作などに心掛けて、 あて く接する 「かぞくっていい ○ 家族の役に立った経 ね」 4 主として集団や社会とのなりに関すること	
○ 場面を想定した練習 (1)気持ちのよいあいさつ、 ○ 習慣化するためのめ 遣い、動作などに心掛けて、 っ おて く接する 「かぞくっていい ○ 家族の役に立った経 4 主として集団や社会とのない。 験の発表 りに関すること	りに関
○ 習慣化するためのめ 遣い、動作などに心掛けて、 あて く接する 「かぞくっていい ○ 家族の役に立った経 4 主として集団や社会とのな ね」 験の発表 りに関すること	
あて く接する 「かぞくっていい ○ 家族の役に立った経 4主として集団や社会とのなね」 験の発表 りに関すること	言葉
「かぞくっていい 〇 家族の役に立った経 4主として集団や社会とのなね」 験の発表 りに関すること	明る
ね」 験の発表 りに関すること	
	かかわ
○ 白八にできることの (9) 公 □ 加 ハ □ t , 勘 悪 1	
	進ん
計画で家の手伝いなどをして、領	家族の
○ 実行した感想 役に立つ喜びを知る	
特別活動 「あなたのことを ○ 自分についての記入 イ日常の生活や学習への適応	芯及び
(学級活動) おしえてね」 ○ お互いの紹介 健康や安全に関すること	
○ 感想の発表 (ア)希望や目標をもって生	生きる
態度の形成	
「きれいなくうき ○ 身のまわりの清潔 イ日常の生活や学習への適成	
がいいね」 〇 喫煙の影響 健康や安全に関すること	芯及び
(オ)心身ともに健康で安全	芯及び
活態度の形成	

<小学校 第3学年·第4学年>

教科等	題材名	学習内容・活動	学習指導要領における位置付け
体育 (保健領域)	「私の健康生活」	○ 生活習慣の重要性○ 健康に関する価値観○ 基本的な生活習慣	(1) 毎日の生活と健康ア 1日の生活の仕方
	「リズムのある生活を送ろう」	○ 身長、体重などの変化化○ 個人差○ 調和のとれた食事、運動、休養、睡眠の重要性	(2)育ちゆく体とわたしア体の発育・発達と食事、運動などの大切さ
	「きれいな空気- 部屋の中-」	○ 部屋の空気を汚す原因○ 汚れた空気の影響○ 部屋の空気をきれいにする方法	(1)毎日の生活と健康 イ 身のまわりの清潔や生活環境
道徳	「すばらしい友だ ち」	○ よい友だちの特性○ 自分や友だちのよい点○ よい友だちとしてできること	2主として他の人とのかかわりに 関すること (2)相手のことを思いやり、親切 にする
特別活動 (学級活動)	「そっと自分に聞 いてみよう」	○ 自分の長所と短所○ 目標にしたい人や将来の夢	イ日常の生活や学習への適応及び 健康や安全に関すること (ア)希望や目標をもって生きる 態度の形成
	「上手に話を聞こ う」	○ 話を上手に聞けない物語の主人公についての話し合い○ よい聞き方についてのブレイストシケー	ア 学級や学校の生活の充実と向上に関すること
	「自分の気持ちを 伝えよう」	○ 学級内での問題把握○ 様々な対処の仕方○ 自己主張的コミュニケーションスキルの日常生活への適応	ア 学級や学校の生活の充実と向 上に関すること
	「広告の影響につ いて知ろう」	○ お菓子の選択の仕方 についての検討○ 広告の分析	イ日常の生活や学習への適応及び 健康や安全に関すること (オ)心身ともに健康で安全な生 活態度の形成
	「薬の使い方を知っている?」	○ 薬を使うとき○ 医薬品の誤用○ 薬の正しい使い方	イ日常の生活や学習への適応及び 健康や安全に関すること (オ)心身ともに健康で安全な生 活態度の形成

<小学校 第5学年·第6学年>

入小子校 第 教科等	題材名	F/	 学習内容·活動	学習指導要領における位置付け
体育	「不安や悩みへ	0	今までの対処法の振り返り	(2) 心の健康
(保健領域)	の対処し		望ましい対処法	ウ 不安や悩みへの対処
(INCERTA)	(2)/(1/C)		自分にあった対処法	
			リラクセ゛ーションの体験	
	「見直そう 生	0	生活習慣病とは	(3)病気の予防
	活習慣」	0	生活習慣病の原因	ウ 生活の行動がかかわって起
		0	自分にできる生活習慣病の予防	こる病気の予防
	「喫煙と健康」	0	「禁煙マークの標識」の意味	(3)病気の予防
		0	喫煙が健康に及ぼす影響	ウ 生活の行動がかかわって起
		0	喫煙をしない意志の発表	こる病気の予防
	 「飲酒と健康	0	飲酒に対する意識と喫煙に対す	(3)病気の予防
	TOTAL CITED NO.		る意識の比較	ウ 生活の行動がかかわって起
			飲酒が健康に及ぼす影響	こる病気の予防
			飲酒をしない決意の発表	C 2 1/17(1/2 1 1/2)
	「薬物乱用にか	0	薬物乱用とは何か	(3)病気の予防
	かわらない健康		薬物乱用が健康に及ぼす影響	ウ 生活の行動がかかわって起
	な心と体」	0	薬物乱用をしない決意の発表	こる病気の予防
道徳	「これが今の	0	自分らしさの確認	1 主として自分自身に関するこ
	私」	0	自己イメージが行動に及ぼす影響	ک
		0	よりよい自己イメージをもつため	(6)自分の特徴を知って、悪い
			の方法	所を改めよい所を積極的に伸ば
				す
特別活動	「学級のきまり	0	学級目標の決定	ア 学級や学校の生活の充実と
(学級活動)	を作ろう」	0	よりよい学級にするために自分	向上に関すること
			ができること	
		0	みんなが守るべきルール、守れ	
			なかったときのきまり	
	「よりよい生活	0	生活習慣の見直し	イ日常の生活や学習への適応及
	をめざして」	0	改善したい生活習慣の目標設定	び健康や安全に関すること
				(オ)心身ともに健康で安全な
				生活態度の形成
	「ストップ・ザ・	0	広告のイメージ	イ日常の生活や学習への適応及
	薬物-広告を調	0	広告のテクニックの確認	び健康や安全に関すること
	べてみよう-」	0	広告のテクニックとイメージの検討	(オ) 心身ともに健康で安全な
		0	広告を見るときの注意点	生活態度の形成
	「ストップ・ザ・	0	設定された状況の確認	イ日常の生活や学習への適応及
	薬物ーうまく断	0	コミュニケーションの方法	び健康や安全に関すること
	るには一」	0	断り方の練習	(ウ)望ましい人間関係の育成
		0	効果的な対処法の確認	

<中学校 教科保健体育(保健分野)における指導>

~中子	仪 软件床健冲月	(休健ガ野)にありる指導/	
指導学年	題材名	学習内容・活動	学習指導要領における位置付け
1年	「喫煙が身体機能	○ 呼吸、循環機能の発達に及ぼす	(1) 心身の機能の発達と心の健康
	の発達に及ぼす影	喫煙の影響	アー身体機能の発達
	響」		
	「薬物乱用をしな	○ 将来の夢や目標	(1) 心身の機能の発達と心の健康
	い私の生き方」	○ 喫煙・飲酒・薬物乱用と自己形	ウ 精神機能の発達と自己形成
		成とのかかわり	(イ) 自己形成
		○ 乱用をしない決意	
	「ストレスと喫	○ ストレスへのいろいろな対処の	(1) 心身の機能の発達と心の健康
	煙、飲酒、薬物乱	仕方	エ 欲求やストレスへの対処と心の
	用」	○ ストレスに関する問題状況	健康
		○ 適切なストレス対処法	(ア) 欲求やストレスへの対処
			(イ) 心身の調和と心の健康
2年	「たばこの煙は空	○ 空気を汚すもの	(2)健康と環境
	気を汚します」	○ たばこの煙による空気の汚染	イ 空気や飲料水の衛生的管理
		○ 受動喫煙と健康	(ア) 空気の衛生的管理
3年	「生活習慣と健	○ 健康に対する価値観	(4)健康な生活と疾病の予防
	康」	○ 主体要因	ア 健康の成り立ちと疾病の発生要
		〇 環境要因	因
		○ 生活習慣病の予防	イ 生活行動・生活習慣と健康
	「たばこの害のい	○ 禁煙になっている場所	(4)健康な生活と疾病の予防
	ろいろ」	○ 喫煙の健康への影響	ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
		○ 未成年者へのメッセージカードの作成	(ア) 喫煙と健康
	「酒、その一杯が	○ 飲酒の様々な影響	(4)健康な生活と疾病の予防
]	○ 飲酒が引き起こす問題	ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
		○ 飲酒の影響に関するまとめ	(イ)飲酒と健康
	「薬物乱用の危険		(4)健康な生活と疾病の予防
	『ストップ・ザ・ド	○ 薬物依存と乱用の影響	ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
	ラッグ』」	○ 薬物乱用の影響に関するまとめ	(イ)薬物乱用と健康
	 「喫煙、飲酒、薬	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用のきっか	(4)健康な生活と疾病の予防
	物乱用をしないた	け	ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
	めに」	○ コミュニケーションの方法	y your start start and a result
		○ シナリオの作成	
		○ 自己主張的コミュニケーションスキルの日常	
		生活への応用	
	「健康を守る手だ	○ 個人の健康と集団の健康の関係	(4)健康な生活と疾病の予防
	て」	○ 人々の健康を守るための活動	オ 個人の健康と集団の健康
		○ 保健・医療機関の役割と有効利	
		用	
		/11	

<中学校 道徳における指導>

指導学年	題材名	学習内容·活動	学習指導要領における位置付け
1年	「自分のことは自	○ 自己尊厳への気付き	1 主として自分自身に関すること
2年	分で決めたい」	○ 仲間の圧力への対処	(3)自立の精神、自主的な判断
3年		○ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する	
		意志決定	
	「しばられたくな	○ 法やきまりと自分たちの生活	4 主として集団や社会とのかかわ
	いのはみんな同 ○ 守るべき正義と規律あ		りに関すること
	じ」	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する	(2) 法やきまりの意義、権利と義務、
		意志決定	社会の秩序と規律
	「元気ですか あ	○ よい生活習慣と健康	1 主として自分自身に関すること
	なたの心と体」	○ 欲望や衝動と節度及び節制	(1)望ましい生活習慣、節度と節制、
		○ 調和のある生活の実現と豊かな	調和のある生活
		人生	
	「自分を丸ごと好	○ 自己理解	1 主として自分自身に関すること
	きになる」	○ 自己形成への意欲の向上	(5)自己理解と自己実現

<中学校 特別活動における指導>

	一次 17かんがにのいる日子/				
教科等	指導学年	題材名		学習内容・活動	学習指導要領における位置付け
学級活動	3年	「未成年者の喫	0	事前調査の結果から見た自	(2)個人及び社会の一員としての
		煙、飲酒と自動		販機がもたらす問題点	在り方、健康や安全に関するこ
		販売機」	0	自販機に関する日本及び諸	کے
				外国の規制内容	イ 健康や安全に関すること
			0	未成年者の喫煙や飲酒の防	(ア)心身ともに健康で安全な生活
				止対策	態度や習慣の形成
			0	防止のために日本で取り組	
				むべき課題	
	2年	「広告を調べて		広告とその影響	(2)個人及び社会の一員としての
	3年	みよう」	0	広告のテクニックの確認	在り方、健康や安全に関するこ
			0	酒類の広告のテクニックとイメージ	ک
				の分析	イ 健康や安全に関すること
			0	反証(否定する証拠)と警	(ア)心身ともに健康で安全な生活
				告文の作成	態度や習慣の形成
	3年	「自信を持って	0	ロールプレイングの目的、	(2)個人及び社会の一員としての
		断るために」		進め方	在り方、健康や安全に関するこ
				誘いへの対処の練習	ک
			0	代表による実演	ア 個人及び社会の一員として
			0	効果的な対処法の確認	の在り方に関すること
					(オ)望ましい人間関係の確立
学校行事	1年	「断る勇気を持	0	薬物乱用防止教室の開催	(3)健康安全・体育的行事
	2年	とう」	0	心身への影響	
	3年		0	家庭や社会への影響	
			0	薬物乱用防止対策	
生徒会活動		「もっと知ろう	0	喫煙、飲酒、薬物乱用に関	(1) 学校生活の充実や改善向
		喫煙、飲酒、		する意識調査と問題意識	上を図る活動
		薬物乱用の	0	生徒の意識の高揚	オ 身近な問題の解決を図るた
		害」	0	実態調査とその対策	めの活動
					(3) 学校行事への協力に関す
					る活動

<高等学校 教科保健体育(科目保健)における指導>

題材名	では、					
	学習内容・活動	学習指導要領における位置付け				
「あなたの生活の質	○ ヘルスプロモーション	(1)現代社会と健康				
を高めるには」	○健康成立の要因や条件	アー健康の考え方				
	○ 健康に対する価値観	(イ)健康の考え方と成り立ち				
「健康は自分のライ	○ 生活習慣病について	(1) 現代社会と健康				
フスタイルから」	○ 生活習慣病と生活行動	イ 健康の保持増進と疾病の予防				
	○ 喫煙、飲酒と生活習慣病との関連	(ア)生活習慣病と日常の生活行動				
「知ろう、たばこの	○ 喫煙による健康への影響	(1) 現代社会と健康				
害」	○ 喫煙による社会的影響	イ 健康の保持増進と疾病の予防				
	○ 喫煙問題に対する対策	(イ)喫煙、飲酒と健康				
	〇 喫煙に対する意志決定と行動					
「知ろう、酒の害」	○ 飲酒による健康への影響	(1) 現代社会と健康				
	○ 飲酒による社会的影響	イ 健康の保持増進と疾病の予防				
	○ 飲酒問題に対する対策	 (イ)喫煙、飲酒と健康				
	○ 飲酒に対する意志決定と行動					
「NO!ドラッグ」	○ 薬物乱用に関する問題状況の把握	(1) 現代社会と健康				
-	○ 薬物乱用の健康や社会に及ぼす影	 イ 健康の保持増進と疾病の予防				
	響、防止対策、意志決定(新聞作	 (ウ)医薬品の正しい使用、薬物乱用と				
	り) ⇒新聞の紹介	健康				
「安全で効果的な薬	○ 医薬品の役割	(1) 現代社会と健康				
の使い方」(学校薬	○ 医薬品の正しい使い方	イ 健康の保持増進と疾病の予防				
剤師とのTT)	○ 医薬品の誤用の影響	(ウ)医薬品の正しい使用、薬物乱用と				
11 1 / C < > 1 1 /	○ 医薬品と健康	健康				
────────────────────────────────────	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用を促す個人	(1) 現代社会と健康				
するのか一意志決定	及び社会的要因	イ 健康の保持増進と疾病の予防				
と行動選択①意志決	○ 喫煙、飲酒、薬物乱用を避けるた	(() 喫煙、飲酒と健康				
定に影響する要因	めに必要な能力	(ウ)医薬品の正しい使用、薬物乱用と				
	のに必安な能力	健康				
「あなたはどうしま	○ 飲酒のすすめに関するケーススタ	(1) 現代社会と健康				
すか? 一意志決定と	ディ	イ 健康の保持増進と疾病の予防				
分: 息芯沃足と 行動選択②意志決定		(イ) 喫煙、飲酒と健康				
11 動 選択 ② 息 心 伏 足 の過程 -	○ 喫煙や薬物乱用のすすめに関するケーススタディ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 				
の過程一」	· ·	(ウ)医薬品の正しい使用、薬物乱用と				
「フレンフル「エル	○ 意志決定の基本的なステップ	(1) 理代社会上健康				
「ストレスと上手に	○ 様々なストレスへの対処法	(1) 現代社会と健康				
つきあおう」 	○ 見方、とらえ方を変える練習	ウ精神の健康				
	※ 体ほぐしの運動との関連	(ウ)ストレスへの対処				
「古仏性ナキュー		(1) III (1) (1) (4) (1) (4) (1)				
「可能性を求めて、	○ 二人の「自己実現」	(1) 現代社会と健康				
自らを大切に」 	○ 自己実現とその過程	ウ精神の健康				
	○ 自分の夢と将来の目標	(1) 自己実現				
「大切な母体と胎児	○課題の設定と学習計画の立案	(2) 生涯を通じ津健康				
の健康」	○課題の追究	ア 生涯の各段階における健康				
(課題学習)	○ 情報の整理と分析	(イ)結婚生活と健康				
	○ 発表の準備、まとめと評価					

<高等学校 特別活動における指導>

教科等	題材名	学習内容・活動	学習指導要領における位置付け
ホームル	「リーフレットを	○ 禁煙の効果及び難しさ	(2) 個人及び社会の一員としての
ーム活動	作ろうー周囲の人	○ 禁煙の方法	在り方生き方、健康や安全に関
	の禁煙を手助けし	○ 目標の設定とリーフレット	すること
	よう一」	の作成	イ 心身の健康と健全な生活態度
		○ 作品の発表	や習慣の確立、生命の尊重と安
	「OPERATION BLUE	○ 薬物及び薬物乱用の心身へ	全な生活態度や習慣の確立など
	WIND - CD-ROMを	の影響	
	用いて一」	○ 薬物乱用の心理的、社会的	
		な問題	
		○ 関係機関との連携	
	「自分の夢や目標	○ 自分の将来の目標の実現に	(3) 学業生活の充実、将来の生き
	の実現を阻むもの	かかわる要因	方と進路の適切な選択決定に関す
	一進路実現と飲	○ 自分の将来の目標の実現を	ること
	酒」	妨げるもの	
		○ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止	
		に向けたメッセージの記入	
学校行事	「JUST SAY NO!」	○ 外部の専門家による講演	(3)健康安全・体育的行事
		会、薬物乱用防止教室の開	
		催	
		○ TTによる授業(外部の専	
		門家、教職員など)	

<参考文献>

- ○「小学校学習指導要領解説 体育編」 文部科学省 平成20年9月
- ○「中学校学習指導要領解説 保健体育編」 文部科学省 平成20年9月
- ○「高等学校学習指導要領解説 保健体育編·体育編」 文部科学省 平成21年12月
- ○「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する参考資料」 文部科学省、(財)日本学校保健会

小学校編:平成17年 中学校編:平成16年、高等学校編:平成16年

○「新学習指導要領に基づくこれからの保健学習」 (財)日本学校保健会 平成21年2月

指導展開編

小・中・高等学校の保健学習等における指導の展開例

- 1 小学校の展開例(6年保健領域 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康)
- 2 中学校の展開例(3年保健分野 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康)
- 3 高等学校の展開例 (入学年次科目保健 薬物乱用と健康)
- 4 薬物乱用防止教室における意特色ある取組の実践例

小学6年生

I

3 病気の予防

関煙 薬物乱用と健康

(ア)

- 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりす。 るなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの 影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々 の健康にも影響を及ぼすこと。
- * 喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気に れるようにする。
- かかりやすくなるなどの影響があることについても触

煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

- 〇 飲酒については、判断力が鈍 る、呼吸や心臓が苦しくなるなど の影響がすぐに現れること。
- * 飲酒を長い間続けると肝臓など の病気の原因になるなどの影響が あることについても触れるように する。
- * 低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙 や飲酒は法律によって禁止されていること、好奇心や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫

(1)

- 〇 薬物乱用については、シン ナーなどの有機溶剤を取り上 げ、一回の乱用でも死に至る ことがあり、乱用を続けると 止められなくなり、心身の健 康に深刻な影響を及ぼすこ
- *薬物の乱用は法律で厳しく規 制されていることにも触れるよ うにする。

中学3年生

ゥ

4 喫煙 健康な生活と疾病の予防 飲酒 楽物乱用.

(ア) 喫煙と健康

- 喫煙については、たばこの煙の中に はニコチン、タール及び一酸化炭素な どの有害物質が含まれていること、そ れらの作用により、毛細血管の収縮、 心臓への負担、運動能力の低下など 様々な急性影響が現れること、また、 常習的な喫煙により、肺がんや心臓病 など様々な病気を起こしやすくなるこ ٥
- 特に、未成年者の喫煙については、 身体に大きな影響を及ぼし、ニコチン の作用などにより依存症になりやすい こと。

(イ) 飲酒と健康

- 飲酒については、酒の主成分のエチル アルコールが中枢神経の働きを低下さ せ、思考力や自制力を低下させたり運動 障害を起こしたりすること、急激に大量 の飲酒をすると急性中毒を起こし意識障 害や死に至ることもあること。
- 常習的な飲酒により、肝臓病や脳の病 気など様々な病気を起こしやすくなるこ ٥٤
- 特に、未成年者の飲酒については、身 体に大きな影響を及ぼし、エチルアルコ ールの作用などにより依存症になりやす いこと。

(ウ)薬物乱用と健康

- 薬物乱用については、覚せい剤や大麻 を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った 激しい急性の錯乱状態や急死などを引き 起こすこと、薬物の連用により依存症状 が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を 感じるようになるなど様々な障害が起き ること。
- 薬物乱用は、個人の心身の健全な発育 や人格の形成を阻害するだけでなく、社 会への適応能力や責任感の発達を妨げる ため、暴力、性的非行、犯罪など家庭・ 学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼす こともあること。

○喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係 の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手のし易さなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処 する必要があること。

高校1年生

1 現代社会と健康

の保持増進と疾病の予防

(イ) 喫煙、飲酒と健康

- 喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があるこ
- * 周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。
- 喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普 及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な 整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であること。
- * 好奇心、自分自身を大切にする気持ちの低下、周囲の人々の 行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの 薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因とな ることにも適宜触れるようにする。

(ウ) 薬物乱用と健康

- コカイン、MDMAなどの麻薬、覚せい剤、大麻など、 薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して様々 な影響を及ぼすので、決して行ってはならないこと。
- 薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価 値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的 な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要である こと。
- 薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にする気持 ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘 い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境など があることにも適宜触れるようにする。

1 小学校の展開例(6年保健領域)

(1) 単元名 病気の予防 「病気の起こり方」 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(2) 単元目標

- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、教科書や資料などを見たり、自分の生活を 振り返ったりするなどの学習活動に進んで取り組もうとしている。【関心・意欲・態度】
- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、理解したことを言ったり書いたりできる。

【知識・理解】

(3) 指導と評価の計画

時間	学習内容と活動	学習活動における具体の評価規準
1	【学習内容】 ○ 喫煙には、せきが出る、心拍数が増えるなど呼吸や心臓の働きに負担をかけるというすぐに現れる影響や、肺がんや心臓病などにかかりること。受動喫煙により、周囲の人々の健康に影響を及ぼすこと。 【学習活動】 1 喫煙の規制について考える。 2 受動喫煙について知る。 3 喫煙の場について知る。 4 喫煙をはじめるきっかけを知り、誘われた自分、好奇心がわいた自分を想定して、自分に対してメッセージを書く。	【思・判】 (ワークシート) ○ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に っいて、教科書や資料を基に、課 題や解決の方法を見付けたり、 のおりしている。 【知・理】 (ワークシート) ○ 喫煙、飲酒の行為が身体の常と、影響習 を与なと、低年齢からの常と、の常とに害が大きによ心やった。 対応で関連は特にといるがあるにもので関連、飲酒を開始するよりでではいる。
2	【学習内容】 ○ 飲酒は、判断力が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなることがあるなどのすぐに現れる影響や、肝臓などの病気の原因になるなど長い間続けると現れる影響があること。 【学習活動】 1 飲酒の害ついて知っていることを話し合う。 2 飲酒の害について教科書を見てワークシートにまとめる。 3 未成年の飲酒が法律で禁止されていることとその理由を知る。 4 「もうすぐ中学生だから少し飲めよ」、「今日はお祝いだから一ぱい飲んでみないか」という誘いに反対した意見をワークシートに書く。	【関・意・態】(観察) (ワークシート) ○ 喫煙、飲酒、物乱用と健康見いった。 物乱用などったで、飲酒、物食性を見り取り、飲酒、物食性のでは多い。 「中の一方のでは、ならいでででは、は、ないのでは、ないのででは、では、ないのででは、ないのででは、ないでででででででででででででででででででででででででででででででででで

【学習内容】

○ シンナーなどの有機溶剤は、一回の乱用でも 死に至ることがあり、乱用を続けていると止め られなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼ すこと。

【学習活動】

3

- 1 身近にある有機溶剤について知る。
- 2 薬物の所持、乱用は法律で禁止されていることを知る。
- 3 薬物乱用の害について教科書を見てワークシートにまとめる。
- 4 喫煙、飲酒、薬物乱用の学習のまとめとして、 未来の自分に対して手紙を書く。
- 5 書いた手紙を発表する。

【関・意・態】(観察)

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用について、 教科書や資料を見たり、自分の生 活を振り返ったりするなどの学 習活動に進んで取り組もうとし ている。

【知・理】 (ワークシート)

○ 薬物乱用については、一回の乱 用でも死に至ることがあり、乱用 を続けていると止められなくな り、心身の健康に深刻な影響を及 ぼすことについて、言ったり、書 き出したりしている。

(4)授業展開(3時間扱いの1時間目「喫煙の害」)

【本時のねらい】

喫煙が心身の健康にどのように影響するのかを理解するとともに、喫煙を勧められた 好奈心がわいたりした場合に、党人だ知識と自らの意志をよって対処する

	、好奇心がわいたりした場合に、学んた	処する。	
段階	学習内容と活動	教師の指導・支援	評価規準と方法
導入5分	○ 単元の学習内容について確認す る。	○ 本時のねらいを簡潔に 説明する。	
	【学習内容】 喫煙には、せきが出る、心拍数がきに負担をかけるというすぐに現れなどにかかりやすくなるなど長い間こと。受動喫煙により、周囲の人々 禁煙マークの写真を見て、どこで	る影響や、肺がんや心臓病 続けると現れる影響がある の影響を及ぼすこと。	【知識・理解】 喫煙・飲酒の行 為が身体に影響 を与えること、習 を 等 を 等 の 常 の 常 の 常 の に と の に と の に と の に と の に の に と り に り と り と り に り と り と り に り に り と り と

展開 35 分

- 禁煙マークの写真を見て、どこで 見たか、どのような場所で規制され ているかを発表する。
- レストラン、駅、 海水浴場
- 共通して人が集まる場所 に多くあることに気づく よう助言する。

発問1 なぜ、たばこを吸ってはいけないところがあるのでしょうか。

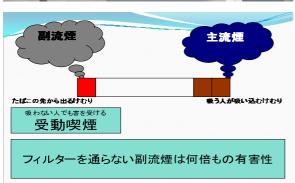
- 受動喫煙について知る。
- 掲示物をもとに副流煙の 害について説明する。

要が与齢なが成法止とのなで始る、出るク煙身えか喫大年律さ、人ど喫すこ言し。シ飲体このはこのよて心らき飲場にりり察いないとのはこのよて心らき飲場にりり察いる。 常特と喫っいやのっ酒合つ、し・何響低習に、煙てる周誘かをがい書てワ

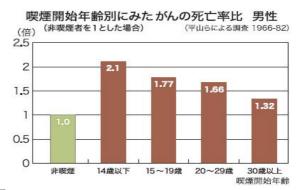
	発問2 たばこを吸うと体にどんな影	響があるでしょうか。	
	○ たばこの害について、教科書を見て、ワークシートにまとめる。	ワークシートを配る。	
	○ まとめたことを発表する。○ 板書をもとにワークシートをま	・体への影響(短期間で出る、長期間で出る)について板書する。・低年齢からの喫煙は特に害が大きいこと、未成年の喫煙が法律で禁止されていることについて説明する。	
	とめる。		
展開 35 分	【学習内容】	日分で守るという意識を高め ・ 仲間からの誘い、好奇心	【思考・判断】 喫煙・飲酒・薬 物乱用と健康につ いて、教科書や資
	について知る。	による場合が多いことを説明する。	料を基に、課題の 解決の方法を見付 けたり、選んだり
	発問3 誘われた自分、好奇心がわい を書いてみよう。	た自分に対してメッセージ	するなどしてそれ らを表している。
	○ 自分が誘われたとき、好奇心がわいたときを想定してメッセージを書く。	手立て】 ・ ワークシートや板書を参 考にしてメッセージを書く よう助言する。 ・ 机間指導しながら、発表	(ワークシート)
	○ メッセージを発表する。	者を決めていく。	
まとめ5分	○ 次時の学習内容を知る。	・ 次時は、飲酒の害について学習することを伝える。	

【本時授業で使用する資料及びワークシート】









じゅどうきつえん

きつえん

喫煙の害ワークシート



○たばこの煙は、近くにいる人々にも影響を及ぼす。 受動 喫煙

○たばこを吸うと体にどんな影響がでるでしょう。

○わかい時期からたばこをすいはじめると・・・

○未成年の喫煙は

で禁止されています。





自分が誘われたとしたら? 好奇心をもってしまったとしたら? ~今日学んだことを生かして!自分にメッセージを書こう~

2 中学校の展開例(3年保健分野)

(1) 単元名 健康な生活と疾病の予防「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」

(2) 単元目標

- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、課題の解決に向けてワークシートに記入したり、発表をしたり、仲間と意見交換したりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 【関心・意欲・態度】
- 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について理解したことを言ったり、書き出したりできる。

【知識•理解】

(3) 指導と評価の計画

_ ((3)指導と評価の計画					
		学習内容と活動	学習活動における具体の評価規準			
1	喫煙と健康	【学習内容】 ○ 喫煙は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因と を与え、健康を損なう原因と 【学習活動】 1 喫煙の害による影響のの害に本の実煙開から、臓病死亡率、関煙が心臓病死亡率等)からにとをりる。とをした後、班内で発表した後、近内で発表したので発表した。との関煙の害について、ワークシートにまとめる。	【思・判】(ワークシート) ○ 資料を元に予想したり整理したりして、問題を見付け、解決の方法を選んでいる。 【知・理】(ワークシート) ○ たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れることを言ったり、書き出したりしている。 ○ 常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを言ったり、書き出したりしている。 ○ 未成年者の喫煙では、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを言ったり、書き出したりしている。			
2	飲酒と健康	【学習内容】 ○ 飲酒は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。 【学習活動】 1 飲酒による体への影響について、二者択一あるいはンテーション)を解き、解答と解説を聞く。 2 未成年者の飲酒の害について、ワークシートにまとめる。	【関・意・態】(観察)(ワークシート) ○ 仲間とともに活動したり、自分の意見を発表しようとしたりしている。 【知・理】(ワークシート) ○ 酒の主成分のエチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力や自制力を低下させ、思考力や自制力を低下させ、思考力や自制力を低下させ、思考力を重要を起こしたり運動障害を起こしたりすること、急激に害を死に至ることもあることを言ったり、書き出したりしている。 ○ 常習的な飲酒により、肝臓病や脳の病気なおしたりしている。 ○ 未成年者の飲酒については、身体に大きな影響を及ぼし、エチルアルコールの作用などに出り依存症になりやすいことを言ったり、書き出したりしている。			

【学習内容】

薬物乱用は、心身に様々な 影響を与え、健康を損なう原 因となること。

【学習活動】

薬物

乱

لح

健

康

手た

をば

さ・

た薬

め物

にに

4 な酒

3 用

- 薬物標本に触れ、「薬物」の 言葉から連想することを書き 出し、それを班内でカテゴリ 一別に分ける。
- 2 薬物乱用経験者の手記を読 み、薬物乱用が社会へ与える 影響について、話し合う。

【関・意・熊】(観察)(ワークシート)

○ 自分の意見や考えを発表しようとしている。

【知・理】(ワークシート)

- 覚せい剤や大麻の摂取によって幻覚を伴っ た激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起 こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、 中断すると精神や身体に苦痛を感じるように なるなど様々な障害が起きることを言ったり、 書き出したりしている。
- 薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格 の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能 力や責任感の発達を妨げるため、暴力、性的非 行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な 影響を及ぼすこともあることを言ったり、書き 出したりしている。

【学習内容】

喫煙、飲酒、薬物乱用など の行為には、個人の心理状態 や人間関係、社会環境などが 影響することから、それぞれ の要因に適切に対処する必要 があること。

【学習活動】

- 1 喫煙、飲酒、薬物乱用の行 為の原因について考える。
- 2 喫煙、飲酒、薬物乱用に関 する話を聞き、ワークシート にまとめる。

【思・判】(ワークシート)

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為を行わない ための行動について、学習したことを日常の生 活に当てはめている。

【知・理】(ワークシート)

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、 なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理 状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じ る断りにくい心理、宣伝・広告や入手のし易さ などの社会環境などによって助長されること、 また、それらに適切に対処する必要があること を言ったり、書き出したりしている。

(4) 授業展開 (4時間扱いの4時間目 「たばこ・酒・薬物に手を出さないために」)

【本時のねらい】

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスな どの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告 や入手のし易さなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対 処する必要があることを言ったり、書き出したりしている。

段階	学習内容と活動	教師の指導・支援	評価規準と方法
導入5分	○ 前時の振り返りをする。○ 前時のワークシートを見て 学習した内容を確認する。○ 本時の学習内容を確認する。	○ 問答をしながら思い起こさせ、 分からない場合は、班で相談しな がら考えられるよう支援する。○ 本時のねらいを簡潔に説明す る。	

【学習内容】 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手のし易さなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを言ったり、書き出したりしている。

発問1 喫煙・飲酒・薬物乱用の害やおそろしさを知りながら、また、法律で禁止されていることを知りながら、それでもなお、それらに手を出してしまう人がいるのはなぜでしょう。

- たばこ、酒、薬物等に手を 出してしまう原因をブレイン ストーミングでより多く付箋 に書き出す。
- 付箋で出されたものを、模造紙に貼り、グループで話し合いながら要因ごとに分類する。
- 分類したら要因(見出し) を書き入れ、班ごとに発表する。
- 喫煙、飲酒、薬物乱用の行 為の原因について、先生から 話を聞き、ワークシートにま とめる。

- 思いついたものを、数多く書き 出すよう指示する。
- 分類は、グループで話し合える 雰囲気づくりをする。
- ・ 薬物乱用の開始には、薬物の害 知識がないことだけではなく、断 る対処能力が不十分であったり、 心理状況も関係していたりして いることに気付かせるような支 援をする。
- ・ 前時で行った、薬物乱用における心身及び社会的影響を振り返らせながら説明する。

【知・理】

喫煙、飲酒、 薬物乱用など の行為は、好奇 心、なげやりな 気持ち、過度の ストレスなど の心理状態、周 囲の人々の影 響や人間関係 の中で生じる 断りにくい心 理、宣伝・広告 や入手のし易 さなどの社会 環境などによ って助長され ること、また、 それらに適切 に対処する必 要があること を言ったり、書 き出したりし ている。(学習 カード)

発問 2 次のような喫煙・飲酒・薬物乱用に関する話を読んで、 グループで自由に意見を出してみよう。 $_{----}$

ケース1: 喫煙に関する話ケース2: 飲酒に関する話

ケース3:薬物乱用に関する話

この中からグループごとに1 つ選び、各話とそれに関する 問を題材にして、自由に意見 を出し合う。 ・ 自由に意見や感想を言い、互い の考えに触れることによって、自 己の思考をふかめられるよう支 援する。

【つまずいている生徒への手立て】 話し合いに参加できない生徒には、発問したり、具体例を挙げたりして、意見が出せるようにする。

発問3 グループでの話合ったことから、わかったことや、これからこうしていこうということを学習カードに書いてみよう。

まとめ 15 分

開

30

分

○ 本時の振り返り及び本単元の振り返りを学習カード に記入する。

単元を通して学んだことや感じたこと、また、これから自分がどう生活していくか等の課題も記入するよう助言する。

く指導の工夫>

- 喫煙、飲酒、薬物乱用のきっかけとなる要因について、**ブレインストーミング**と**カード による分類**を行うことで、思考を促します。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用に関するテーマについて**グループディスカッション**をします。それぞれが自分の意見をもって発言し、また、その発言内容についての自分の考えを述べ合うことで、思考力の向上を図ります。

【喫煙・飲酒・薬物乱用に関する話し合いの題材例】

ケース1

Aさんは、先輩にすすめられたのをきっかけに大学の3年生からたばこを吸い始めました。社会人になり、これまで何度か禁煙をしようと試みましたが、会社で仕事の合間になると気分転換で吸いたくなってしまい、どうしても辞めることができません。しかし、最近は、会社内ではたばこを吸うことができなくなり、自ずと吸う本数も減らざるを得なくなってきました。そこで、これを機会に今度こそ禁煙しようと真剣に考えるようになりました。

- Q1 Aさんは、なぜ、たばこを吸い始めたのでしょうか。
- Q2 Aさんが、これまでたばこをやめることができなかったのはどうしてでしょうか。
- Q3 なぜ、会社内でたばこが吸えなくなったのでしょうか。
- Q4 Aさんは、たばこをやめることができるでしょうか。

ケース2

最近、飲酒にかかわり重大な事故が多発しています。そのことを受けて、法律が厳 しくなったり、警察の取り締まりが厳しくなったり、飲酒に対する社会全体の目が厳 しくなってきています。一方では昔から「酒は百薬の長」といわれ、適量の酒は健康 に良いとも言われています。しかし、法律では、未成年の飲酒は禁止されています。

- Q1 飲酒による重大な事故には、どのようなものがあるでしょうか。
- Q2 なぜ、飲酒は、それらの重大な事故を引き起こすのでしょうか。
- Q3 今後、さらに厳しい法律や警察の取り締まりをしていけば飲酒による事故はなくなるでしょうか。
- Q4 「酒は百薬の長」と呼ばれているにもかかわらず、なぜ、未成年の飲酒は、法律で禁止されているのでしょうか。

ケース3

またしても大学生による大麻事件が発覚した。大学生の場合、興味半分で大麻に手を染めるケースが少なくないが、それが怖い。

今年上半期で、大麻関連での逮捕者は 1,202 人で、昨年同期より 12%も増えている。 年間の逮捕者が最も多かったのは平成 18 年の 2,288 人。今年はそれを上回る最悪のペースになっている。そのうちの 65%は 10 代、20 代の若者だ。大学のキャンパス内で売買していたケースもあった。

- Q1 大麻関連の逮捕者が増加しているのは、どうしてでしょうか。
- Q2 逮捕者の約2/3が、10代、20代の若者なのは、どうしてでしょうか。
- Q3 他の薬物より毒性の弱い大麻を、なぜ使用してはいけないのでしょうか。
- Q4 一人の大麻の使用によって、どのような問題が生じるでしょうか。

中学生での喫煙、飲酒、薬物乱用経験は、決して少ない数字ではありません。中学生の時期は、まず正しい知識と、「なぜやってはいけないのか」の「なぜ」の部分について科学的な理解が図れるようにします。また、知識を単なる「覚えるための知識」で終わらせることなく、自分のこととしてとらえられる実感を伴った知識を身に付ける必要があります。そうすることで、保健学習で求められる、行動化への意欲と態度の育成が図られると考えられます。実践では「薬物乱用経験者の手記」を読ませたり、「薬物標本」見せたりしていますが、その他に道徳や学級活動等と関連させ、セルフエスティーム(自尊感情)や規範意識を高める取組を、同時期に行うことで、効果をねらうなどの工夫を考えましょう。

3 高等学校の展開例(入学年次科目保健)

(1) 単元名 現代社会と健康 イ 健康の保持増進と疾病の予防

(2)単元目標

○ 健康の保持増進と疾病の予防について、課題の解決に向けてワークシートに記入 したり、仲間と意見交換したりするなどの参加型の学習に取り組もうとしている。

【関心・意欲・態度】

- 健康の保持増進と疾病の予防について、資料等で調べたことを基に課題や解決の 方法を見つけたり、選んだりすることができる。また、学習したことを自分たちの 生活や事例などにあてはめて、筋道を立ててそれらを説明している。【思考・判断】

(3) 指導と評価の計画

(12 時間扱い 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する4~7時間目を抽出)

時間	(12 時間扱い ・	学習活動における具体の評価規準
4	 【学習内容】 ○ 喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があること。 【学習活動】 1 自分たちの身のまわりでの喫煙・飲酒の現状や問題点についてグループで話し合いながらワークシートにまとめる。 2 喫煙・飲酒が自分以外にどんな影響をもたらすのか、自分の意見をまとめ、グループ内で発表する。 	【関・意・態】(観察)(ワークシート) 喫煙、飲酒がもたらす個人への影響について、話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 【知・理】(ワークシート)(観察) 喫煙、飲酒による健康への影響について、疾病との関連、周囲の人々や胎児への影響、社会に及ぼす影響があり、適切な意志決定と行動選択が必要であることについて、言ったり、書き出したりしている。
5	【学習内容】 ○ 喫煙、飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対応が必要であること。 【学習活動】 1 喫煙、飲酒による社会的な問題についてグループごとにワークシートにまとめる。 2 喫煙、飲酒による健康課題や防止するために大切なことをキャッチコピーとしてまとめ、発表する。	【知・理】(ワークシート) 喫煙、飲酒による健康課題を防止するためには、個人への働きかけ、及び法的な整備を含めた社会環境への適切な対応が必要であることについて理解したことを言ったり、書き出したりしている。 【思・判】(ワークシート)(観察) 喫煙、飲酒について、学習したことを基に、健康課題や防止するために大切なことをまとめ、発表している。

【学習内容】

○ コカイン、MDMA などの麻薬、覚せい剤、大麻など薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して様々な影響を及ぼすので、決して行ってはならないこと。

【学習活動】

6

7

- 1 薬物乱用の心身や社会への影響についてグループで話し合いながらワークシートにまとめる。
- 2 薬物乱用が自分以外にどんな影響をもたらす のか、自分の意見をまとめ、グループ内で発表 する。

【関・意・態】(観察)(ワークシート) 薬物乱用の心身や社会への影響 について、課題の解決に向けての話 し合いや意見交換などの学習活動

に意欲的に取り組もうとしている。

【知・理】(ワークシート)(観察) 薬物乱用の心身や社会への影響 と、薬物乱用は決して行ってはなら ないことについて理解したことを 言ったり、書き出したりしている。

【学習内容】

○ 薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、 健全な価値観や規範意識の育成などの個人への 働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など 社会環境への対策が必要であること。

【学習活動】

- 1 薬物乱用に関わる社会的な問題についてグループごとにワークシートにまとめ、発表する。
- 2 薬物乱用に関わる課題や防止するために大切なことを政策提言としてまとめ、発表する。

【知・理】(ワークシート)

薬物乱用を防止するためには、社会環境への対策が必要であることについて理解したことを言ったり、書き出したりしている。

【思・判】(ワークシート)(観察) 薬物乱用について、学習したこと を基に、課題や防止するために大切 なことをまとめ、発表している。

(4)授業展開(12時間扱い―喫煙、飲酒と健康・薬物乱用と健康に関する7時間目を抽出) 【本時のねらい】

薬物乱用を防止するためには社会環境への対策が必要であること、薬物乱用は決して 行わないことを理解し、薬物乱用に関わる課題や防止するために大切なことをまとめた 政策提言づくりを行い、社会の一員として、健康的な社会環境づくりへの意識を高める。

段階	学習内容と活動	教師の指導・支援	評価規準 と方法
導入5分	○ 前時の振り返りをする。○ 前時のワークシートを見て学習した内容を確認する。○ 本時の学習内容を確認する。	・ 本時のねらいを簡潔に説明する。	

【学習内容】 薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であること。

発問 1 薬物乱用に関わる情報は、どこから入ってきますか。

- 教師の発問に挙手で答える。
- ・ 生徒の意見を黒板に板書する。
- ・ 携帯サイトの危険性について触れる。

発問 2-1 薬物乱用に関わる新聞を読み、社会的な問題点が何か考えよう。

- 薬物乱用についての社会的事件 の新聞記事を読む。
- 事件についての意見をグループ ごとにワークシートにまとめる。
- ・ 新聞記事のコピーを配付する。
- ・ 社会的な取り扱いについての視点を持つように伝える。

発問 2-2 薬物乱用を防止するために、今の社会に対して求めることは何か考えよう。

- これまで学習した内容をもとに、 社会の問題点について、グループご とにワークシートにまとめる。
- ・ 薬物乱用の開始の背景には、自 分の体を大切にする気持ちや社会の 規範を守る意識の低下、周囲の人々か らの誘い、断りにくい人間関係、薬物 を手に入れやすい環境などがあるこ とにも触れる。
- ・ 薬物乱用を防止するには、社会 的な対策が必要であることに気付か せる。
- ・ 社会の一員として、自らが社会 に向けて発信することが大切である ことを説明する。
- ・ 今まで学習した知識をもとにし た「政策提言」を考えるよう助言する。
- グループごとの発表に対して助言する。

【つまずいている生徒への手立て】 話し合いに参加できない生徒には、 発問したり、具体例を挙げたりして、 意見が出せるようにする。

【知・理】

薬物す、のでつたの出いかれる社対あいこりたのでったたしる。(ワーカーのでのです。)

【思・判】

薬地学を題たこめとでいるのでに、す要ま提表では、と課るなと言している。

(観察) (ワー クシート)

- 薬物乱用を防止するために社会 に対して求めることについて、グル ープごとにワークシートにまとめ る。
- 意見を社会に発信していく方法 を考え、ワークシート(政策提言) にまとめる。
- グループの意見を発表する。

発問3 みんなが考える理想的な社会とは。

- 教師の発問に挙手で答える。
- 自らの健康だけでなく、社会の一 員として役立つことの必要性と、薬 物乱用は決して行わないことを確 認する。
- 次時の学習内容を確認する。
- 自らメッセージを発信することは、 自分に責任を持つ必要があることを 伝える。

まとめ 5分

展

開

40

分

【本時授業で使用するプレゼンテーションソフト】

薬物乱用と健康

~マスメディアの影響~ 新聞記事から考える

情報の入手先は?

薬物乱用に関わる情報は、どこから入手 していますか。

配付プリント<1>に記入しましょう。

薬物乱用に関わる新聞記事を読んで・・

- 薬物乱用に関わる社会的事件の新聞記事です。
- 事件についてどう考えるか、グループで話し合いましょう。

配付プリント<2>にまとめましょう。

3

社会的な問題点は何か?

これまで学習した内容をもとに、薬物乱用 に関わる社会の問題点について、グルー プで話し合いましょう。

配付プリント<3>にまとめましょう。

4

1

社会に対して求めることは?

薬物乱用を防止するために社会に対して 求めることを、グループで話し合いましょう。

配付プリント<4>にまとめましょう。

意見を社会に発信する方法は?

みんなで考えた意見を、社会に発信していく方法を考えよう。

配付プリント<5>にまとめましょう。

6

理想的な社会とは・・・・

これまで学習した内容をもとに、理想的な 社会について・・・・考えてみよう。

配付プリント<6>に記入しましょう。

7

大切なことは・・・

社会の(一員)として (自ら)が社会に向けて (発信)すること NO! DRUG! pe 到う原心 原物 たんて必要が による 影物 記問 NO! DRUG! NO! DRUG! NO! DRUG! NO! DRUG! NO! DRUG! TEMPOR

【保健ワークシート】

1年()組 氏名

2

5

<1>情報の入手先

予想される回答

友達、先輩、先生(授業)、携帯サイト、雑誌、新聞 等

<2>新聞記事を読んで

予想される回答

身近な問題、なかなか止められない、法的規制を厳しくすべき 等

<3>社会的な問題

予想される回答

密売組織、密売サイト、暴力団、犯罪行為、借金等

<4>薬物乱用を防止するために

予想される回答

ネットパトロールの強化、正しい情報が欲しい、有害サイトや密売サイトをなく して欲しい 等

<5>社会に発信する方法

予想される回答

学校のホームページに掲載する、文化祭のテーマとして取り組む、地元の広報誌 やタウンニュース等でアピールする、看板作成 等

<6>理想的な社会

予想される回答

(心と体の) 健康のための社会的な取組、正しい情報提供、法的規制 等

4 薬物乱用防止教室における特色ある取組の実践例

専門家との交流を重視した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室の例

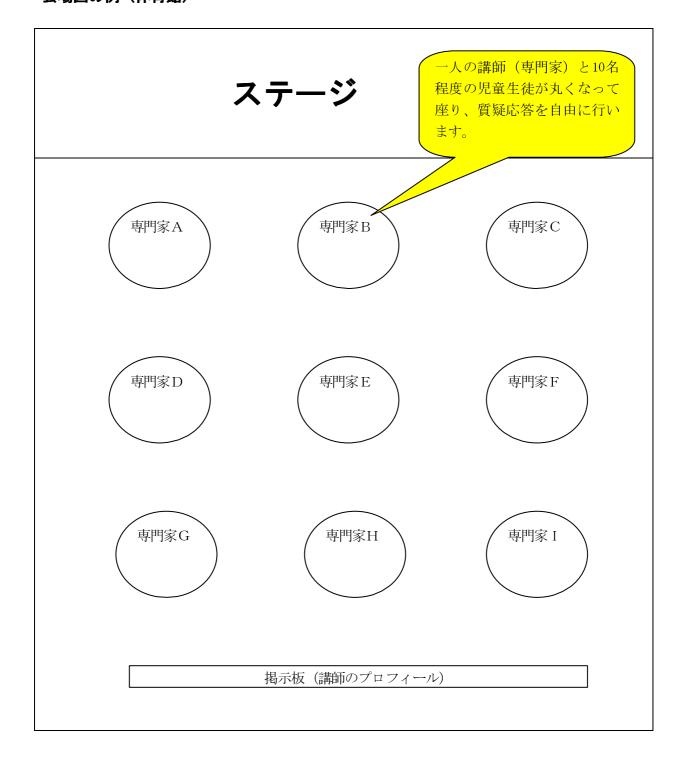
地域の専門家を講師として招いた「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室」は多くの学校で開催されています。その場合、「講師が一方的に話す」、「児童生徒が受け身的に聞くだけ」という展開では、大切な内容が伝わりにくかったり、児童生徒の記憶に残りにくかったりします。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止という課題に対して、講師とやり取りをしながら話をしたり、一緒に考えていく教室にできるとさらに効果が上がると考えます。ここでは、交流を重視してより効果的に進める教室例をQ&Aで紹介します。

- Q1 専門家と言われる方にはどんな方がいますか。
- A 身近には、医師、薬剤師、警察官、少年補導員、薬物防止指導員、市健康課保健 師、保健福祉事務所保健師、青少年補導員、青少年指導員、青少年相談室、等が考 えられます。また、本冊子のP51に講師リストが載っています。
- Q2 児童生徒の参加人数は、どのくらいがよいですか。
- A 交流を重視した教室では、最大でもおおよそ100名くらいが限界と思われるので、 学年単位で開催することが適当かと考えられます。また、小・中学校、中・高等学 校、あるいは小・中・高等学校と合同で行うのもよいと思います。
- Q3 教室の内容はどのようなことが考えられますか。
- A 複数の、できれば10名くらいの講師(専門家)に来ていただき、一人の講師に対して10名ほどの児童生徒が質疑応答することで交流を図るようにします。専門家の方には、一方的に話をするのではなく、できるだけ児童・生徒の質問に答えていただき、言葉のやり取りができるようにするとより交流が深まります。また、時間があれば2部制にして、二人の講師(専門家)と話せるようにしたり、話をしたい講師(専門家)を児童生徒自身が選べる様な工夫も考えられます。
- Q4 その他には、どのような活動が考えられますか。
- A 話をするだけでなく、歌を歌ったり、ゲームをしたり、各校の取組みを発表したりすることも考えられます。
 - ※歌やゲームの例については、前回の指導資料(平成17年4月改訂)に掲載されていますので、参考にしてください。
- Q5 参加者については、その他にはどのような方が考えられますか。
- A 保護者や地域の方にも参加してもらえると、家庭や地域にも話の内容や影響が広がり、さらに効果的でよいと思われます。
- Q6 効果としては、どのようなことが期待できますか。
- A 交流を通して、講師(専門家)のいろいろな話を聞けるだけでなく、今後も挨拶を交わしたり、相談をしたいときに声がかけられる関係をつくることができると思われます。これを機会に声を掛け合える関係が作れることは、児童生徒の後々にとっても大変意義があることと考えられます。

- Q7 会場は、どのような設定で行うとよいですか。
- A 教室や体育館等が考えられますが、体育館で行う場合には、ステージの上から下に向かって話すのではなく、下図のようにフロアで少人数で集まって話をするスタイルがよいでしょう。また、会場内に講師のプロフィールを掲示し、事前に児童生徒が見ておくと、お互いに話しやすくなり、さらに交流が深まると思います。

会場図の例(体育館)



マニュアル編

- 1 薬物乱用防止教室開催マニュアル
- 2 薬物乱用緊急対応マニュアル
- 3 喫煙生徒対応マニュアル

薬物乱用防止教室開催マニュアル

- 1 薬物乱用防止教室について
- 2 薬物乱用防止教室の進め方
- 3 薬物乱用防止教室の講師リスト
- 4 薬物乱用防止教室Q&A

1 **薬物乱用防止教室について** 薬物乱用防止教室実施要項より

(1)趣旨

最近のわが国における薬物乱用問題は、低年齢化の傾向を示し深刻な状況にあります。このような状況を踏まえて、神奈川県薬物乱用対策推進本部(本部長:神奈川県知事)は、神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱を定め、県民とともに「薬物クリーンかながわ」の実現を図ることにしています。

これを受け神奈川県教育委員会では、薬物乱用防止教育のより一層の推進を図るため、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室(以下、「防止教室」という。)の円滑な実施を図ることを目的に本要項を定めます。

(2)目的

健康教育の一環として心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成・確立をめざして、児童生徒の発達段階や地域の状況に応じ、薬物乱用による心身への影響、依存症、疾病との関連、社会への影響などについての理解を通して、適切な行動選択と意志決定ができる資質と能力を身に付けることを目的とします。

(3) 開催

各中学校及び高等学校は、生徒を対象とした防止教室を毎年1回以上開催 (各小学校では児童や地域の実態に応じて児童を対象とした喫煙、飲酒等の防止教室の開催 に努める)

(4) 時 間

1単位時間(ある期間集中的に実施する場合は、その積算時間が1単位時間)以上実施する場合を1回とします。

(5) 実施の場面

特別活動(学級活動・ホームルーム活動、学校行事等)、道徳(小・中学校のみ)等

* 小学校「保健領域」、中学校「保健分野」、高等学校「科目保健」での学習を「薬物乱用防止教室」とするこ

(6) 講師

ア学校外講師

とはできません。

別紙講師リストを活用してください。

(学校独自に選定する講師の活用を妨げるものではありません。)

イ 学校内教員(校長、副校長・教頭、総括教諭、教諭、養護教諭など)

2 薬物乱用防止教室の進め方

(1) 生徒を取り巻く薬物等に関する現状把握

薬物乱用防止教室の計画に当たり生徒を取り巻く薬物乱用等の現状を把握する必要がある。 現在、薬物乱用事情は多様化し、生徒の身近なところに存在し、インターネット等により簡単 に手に入れることができると言われている。そこで、所管の警察や行政機関等から情報を得る ことは、教室のねらいや内容が明確になり、効果的です。

また、学校外講師には、学校の実情や教室のねらいを確実に伝え、指導内容を決定することが大切です。

(2) 学校の現状と生徒の発達の段階に応じたテーマの設定

教室のテーマ及び指導内容は、生徒の関心、理解、行動変容に深く関係します。生徒を取り 巻く現状把握とともに、生徒の身近な薬物乱用にかかる課題をテーマとして教室を実施すると、 生徒の興味関心を高め、学習効果も高まります。

また、生徒へのアンケート調査を実施することにより、テーマの決定や講師の人選、指導内容等のヒントになります。

(3) テーマに沿った学校外講師の活用

講師は様々な組織に所属し、それぞれに得意分野があるので、学校や生徒の状況に合った講師の人選が重要です。講師の専門性や生徒の発達の段階、教科等におけるこれまでの指導内容などを考慮し、より効果的な講師を選定する必要があります。

<学校外講師との打ち合わせのポイント>

● 打ち合わせのための準備

- ① 保健学習など教科指導の内容及び進捗状況
- ② 日時、対象生徒、講演場所などの予定
- ③ 教室の位置付け、ねらいの確認
- ④ 生徒指導上の問題行動などの学校の現状及び地域の実態把握 (必要に応じて生徒、保護者へのアンケート調査の実施)
- ⑤ 講演内容についての学校側の要望

● 講師との打ち合わせ

- ① 日時、対象生徒、場所などの詳細な日程
- ② 学校における薬物乱用防止教育や生徒指導の取り組み状況
- ③ 生徒及び家庭や地域の実態(アンケート調査の結果) ※ 乱用経験者がいる場合の対応に注意する
- ④ 講師を依頼した理由、期待する指導内容、教育活動の位置付け (薬物の入手方法や詳細な使用方法などの伝えるべきではない内容の確認)
- ⑤ ロールプレイングなど講演内容に応じた講師と学校の役割
- ⑥ 視聴覚機器の利用や配付資料などの有無

(4) 学校行事と年間計画に位置付けた実施

薬物乱用防止教室を単発的な指導に終わらせてはいけません。教科や道徳、特別活動などと 関連させることによって、知識の習得だけではなく、意識の改革や行動変容に結びつく指導が 求められます。そのためには、年間計画に位置付け、学校の教育活動全体で計画的・継続的に 実施することが大切です。

(5) 教員研修の実施

薬物には、シンナーや覚せい剤、大麻に加え、近年はMDMAなど若者がファッション感覚で乱用する現状が見受けられます。

教師は、こうした薬物乱用の現状及び薬物の薬理効果や乱用に至る心理等について学ぶ必要があります。また、校内での薬物所持、乱用者に対しての対応についてマニュアルを作成し、 実際に起きた時を想定した訓練を行うことも求められます。

これらに対応するために、計画的に校内研修を実施したり、積極的に校外研修へ参加したりすることが大切です。

(6) 計画から実施までの流れの例

- ① 開催時期、開催日時の検討・決定
- ② 学校の現状把握
- ③ 教室のテーマ、指導内容の検討・決定
- ④ 講師の調査・検討・決定
- ⑤ 講師依頼(事前に打診し内諾を得る)
- ⑥ 必要経費の算出(交通費、謝金等)
- / (7) 講師への依頼文書の送付(所属長・本人宛)

- ⑧ 事前指導(関連教科、特別活動等)
- ⑨ 講師との打ち合わせ(前頁参照)
- ⑩ 当日の役割分担の決定
- ① 薬物乱用防止教室の実施
- 迎 事後指導(関連教科、特別活動 等)
- (13) 講師への礼状送付(生徒の感想等を含む)

(7)事前・事後指導の効果

教室の教育効果を高めるためには、教室当日だけではなく、事前・事後指導を充実させることが大切です。

<事前・事後指導の例>

- 児童生徒及び保護者にアンケートを実施し、結果に基づき「保健新聞」を発行
- 児童生徒用壁新聞などを利用し、啓発資料を掲示
- ポスターや標語の作成
- 関連教科や道徳の前後に「薬物乱用防止教室」を開催
- 講演会の感想や疑問を書かせ、学級活動で教材として活用

(8) 校内での相談窓口の設置

教室の終了後は、不安を抱える生徒や実際に薬物乱用経験がある生徒の相談が考えられる。 そのためにも、教室後に生徒が安心して相談できる窓口を設置し、相談体制を整備する必要が あります。相談の内容によっては、警察や相談センターなどの関係機関と連携を強化する必要 があります。

薬物乱用防止教室講師リスト

No.	講師職(機関)名	職務内容	講師依頼先(協力要請様式)
1	学校医[医師]	医学面から薬物の危険性を説明	各学校医
2	学校薬剤師[薬剤師]	薬理作用の専門家として講演	各学校薬剤師に相談の上、各地域薬剤師会、県薬剤師会 Tel:045-761-3241 Fax:045-751-4460
3	麻薬取締官(厚生労働省)現職	麻薬等薬物事犯の専門取締機関	
4	麻薬取締官OB*	薬物事犯の取締経験者	
5	麻薬取締員(県)現職	薬物事犯の取締と薬物行政	
6	薬物乱用防止指導員	保護司・薬剤師等として経験豊富 地域で活動の機会が多い	県薬物乱用対策推進本部事務局(県保 健福祉局生活衛生部薬務課)
7	麻薬等薬物相談員		Tel:045-210-1111 内線4973 Fax:045-201-9025
8	精神科医師・看護師 (せりがや病院など)	薬物中毒者等の臨床経験豊富	
9	ソーシャルワーカー (精神保健福祉センターなど)	薬物乱用相談事例の経験豊富	
10	薬事監視員[薬剤師]	薬事監視業務を行う立場から実施	
11	県衛生研究所職員【研究員】	薬事毒性等の分析・研究	
12	くらし安全指導員	安全・安心まちづくり推進の立場から実施	県安全防災局安全安心部くらし安全交 通課 Tel:045-210-1111 内3520 最寄り地域県政総合センター 総務部県民・安全防災課
13	警察官・警察職員	麻薬等薬物事犯の取締	最寄り警察署生活安全課
14	県警薬物乱用防止広報車		県警少年育成課少年相談運用係 Tel:045-211-1212 内 3104
15	横浜税関職員	変輪人(/) 取締・格否(/)・	横浜税関広報広聴室 Tel:045-212-6053
16		地域の大人として子どもの健全育成を文 揺	ライオンズクラブ国際協会 330-B 地区キャビネッ ト事務局 Tel:045-662-2554
17	(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター薬物乱用防止センター薬物乱用防止キャラバンカー及び専門指導員(麻薬取締官OB)による講話		(財) 麻薬・覚せい 剤乱用防止セク-薬物乱用 防止キャラバンカー事務局 Tel:03-3581-7429

- ☆ *講師 (麻薬取締官 OB 等) によっては講師料・交通費が必要となる場合があります。
- ☆ 講師の調整がつかない場合は依頼をお断りする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ☆ 原則として、土・日・祝日の講師派遣依頼は御遠慮ください。

薬物乱用防止教室Q&A ~これまで問い合わせの多かった質問にお答えします~

Q1 薬物乱用防止教室は必ず実施するのですか?

中学校、高等学校及び中等教育学校については、**年1回以上必ず実施してください**。小学校に関しては、早い時期からの薬物乱用防止教育が必要であることから、児童や地域の実態に応じて児童を対象とした防止教室を開催するよう努めてください。(例えば、喫煙・飲酒防止教室を中心に)

Q2 薬物乱用防止教室のねらいはなんですか?

テーマに応じて、学内の教職員が行うか、外部講師に依頼するか決定してください。 この教室のねらいは、「児童生徒に薬物乱用を始めさせない」ことを主たるねらいとしていま す。すでに薬物乱用経験のある子どもたちについては、別途指導を行うことを原則とします。

Q3 薬物乱用防止教室はどんな形態、方法がありますか?

- 1. 講演会方式……保健学習、学級活動と関連付ける。小規模ほど効果的。
- 2. ディスカッション、シンポジウム方式・・・・・講師、教諭、児童・生徒、保護者等。
- 3. ティームティーチング・・・・・講師をゲストスピーカーとして迎え実施。
- 4. 学級活動の活用……薬物乱用防止教育指導用教材を使ったケーススタディ、 広告分析の実施、ビデオ、CD-ROMの活用等
- 5. 学校行事の活用……児童生徒保健委員会の調査研究の発表、文化祭等での学習発表
- 6. 学校外の専門家を訪問……生徒が自ら訪ねていくことも一形態として可能。

Q4 薬物乱用防止教室の内容は?

これまでの違法薬物に加えて、近年では、MDMA などの錠剤型合成麻薬や違法ドラッグ等の問題があります。こうした問題に対して、「薬物の恐ろしさ」について正しい知識を身に付けさせるとともに、「自らを大切にする心の醸成や薬物を断れる実践力」が求められています。このような背景をふまえ、校種、対象学年、教科との関連から計画をしてください。

Q5 薬物乱用防止教室実施の手順は?

児童、生徒にとって有意義な「薬物乱用防止教室」を実施するためには、企画、打ち合わせ、準備、事後指導、評価といった手順が重要です。

企画

- ・職員会議で、実施時期、内容、協力体制等確認、PTAとの連携等
- ・ 講師リストから講師依頼する場合は、直接、各講師依頼先に連絡を取り、申し込み様式を提出してください。

打合せ

・担当教職員か、外部講師によるか、複合的に実施するかを決めます。

・詳細な日程、講師と学校との役割分担、準備品等の計画を立ててください。外部講師依頼の

準 備

際も主体は学校側にあることを念頭に。

・講師との最終打ち合わせ、資料の作成、配布、保護者への広報、PTA、職員研修等とのリ

ンク

事後指導

・講演形式は、ただ聞かせるだけでなく、講演内容等をまとめたり、感想を記入させたりするよう工夫してください。

・実施後は、児童生徒にアンケートを行い、教室での振り返りを行ってください。

・講師への感想文等のフィードバック

評価

・職員会議への児童生徒アンケート集計等の報告

・県への報告(翌年の4月の指定日までに、必ず報告書を提出してください。)

Q6 参考となる資料はありますか?

『指導資料』

○ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育指導用資料~心と体の健康のために~

平成16年3月 神奈川県教育委員会

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(中学校編) 平成16年3月 文部科学省

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(高等学校編) 平成16年8月 文部科学省

○ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編) 平成17年2月 文部科学省

『教材、リーフレット、パンフレット』

○ わたしの健康(小学生用) 平成21年3月 文部科学省

○ かけがえのない自分、かけがえのない健康(中学生用) 平成20年8月 文部科学省

○ 健康な生活を送るために(高校生用) 平成20年8月 文部科学省

○ こころの免疫を育てよう 喫煙・飲酒防止教育教材(インターネット) 神奈川県教育委員会

○ 自分を大切にしよう 喫煙防止教材 平成21年4月 神奈川県教育委員会

○ 小学生用喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育パンフレット

「ストップ・ザ・薬物~自分をだいじにしよう~」

中学生用喫煙防止パンフレット「たばこに負けない」薬物乱用防止パンフレット「NO といえる勇気を持とう」 高校生用喫煙防止パンフレット「たばこをめぐる3つの扉」薬物乱用防止パンフレット「絶対しません薬物乱用」 平成16年10月 文部科学省

『ビデオ・CD』

○ 薬物乱用防止教室~効果的な指導のために~ 小中高校用 平成 15 年 文部科学省

○ 「NO 脳からの警告」 中学校用 平成10年 文部科学省

○ なくした自由 高等学校用 平成10年 文部科学省

○ 高校生用 CD-ROM 暗雲を吹き払う風 高等学校用 平成 15 年 文部科学省

『ホームページ』

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/hokentaiiku/yakubutu/yakubutu.html

神奈川県喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html

日本学校保健会 NO DRUG

http://www.dapc.or.jp/

財団法人 麻薬 覚せい剤防止センター ダメ、ゼッタイ

薬物乱用緊急対応マニュアル

- 1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応
- 2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応
- 3 児童生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応
- 4 立ち直りのための相談機関
- 5 学校と警察との連携
- 6 少年事件手続きの概要
- 7 薬物の種類、症状と取締法令
- 8 相談機関一覧

本マニュアルの活用のしかた

近年、青少年における覚せい剤や有機溶剤(シンナー)等の薬物乱用の増加や低年齢化が、重要な教育問題や社会問題になっています。

各学校におかれましては、教科での学習をはじめ、薬物乱用防止教室などの特別活動、 保護者・地域への啓発活動を通して、児童生徒一人ひとりの「健康」について、日々ご尽力をいただいていることと思います。

しかし、児童生徒を取り巻く「薬物」の状況は、携帯電話・インターネットの普及による購入のしやすさなどから、さらに厳しくなっているといえます。

学校での薬物乱用問題、児童生徒からの身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

こうした事態に備えて、

- ①薬物乱用現場での教員及び教員組織の対応、生徒からの相談に対する対応
- ②相談機関及び相談に際しての注意点
- ③相談機関委託後の生徒の措置

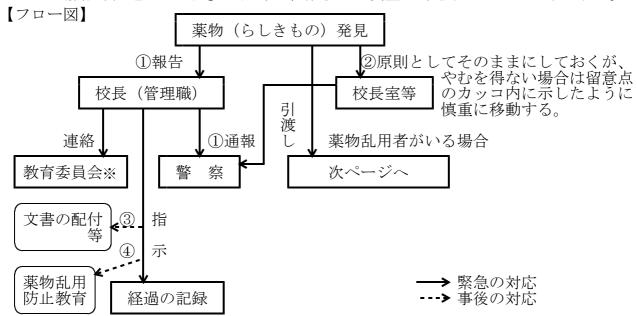
について掲載してあります。

本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフターケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

平成13年10月19日付神奈川県防災局(現安全防災局)作成「県内における不審物発見時の情報等伝達フロー図」を参考に、機敏かつ慎重に対応することを基本とする。



※市町村立の学校においては当該市町村教育委員会、県立学校においては子ども教育支援課生徒指導グループへ連絡

※丸数字は留意点

【留意点】

- ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。
- ② 薬物らしきものの扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。

(やむを得ず動かす場合は、校長室等、児童・生徒が触れることがない場所に移動する。 その際、ハンカチ等でつかみ、直接手で触れないよう注意する。

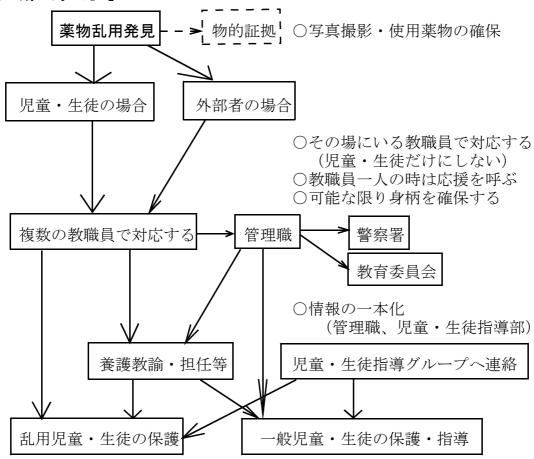
移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)

- 発見者・発見状況(写真撮影)・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。
- 校長(管理職)は教育委員会に一報する。
- 警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ③ 児童・生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者 宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。
- ④ できるだけ速やかに全校児童・生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者」とは、薬物乱用者、薬物所持者、薬物売買者をいう。

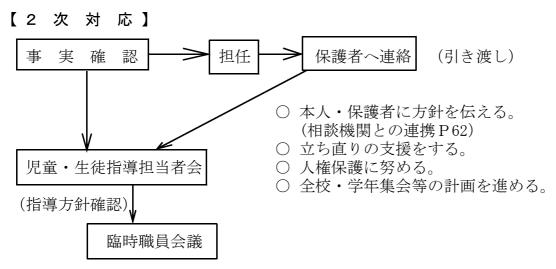
【初期対応】



- 他の児童・生徒と隔離する。(同席の児童・生徒は別に事実確認を行う)
- 生徒の身体保護のため、状況により救急車を要請する。
- 意識がない場合は吐物による窒息に注意する。
- 安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

【教職員の対応】

- 児童・生徒の生命身体の保護を第一とする。
- 学校の対応マニュアルに沿って、救急車を要請する。
- 基本的には管理職もしくは児童・生徒指導担当教諭の指示で行動する。
- 必ず複数で行動。単独行動は絶対にさける。
- 次の指示があるまでは、その場を離れない。
- 報道対応も考慮する。



○ 全体で状況を確認し、校長の指示があるまでは学校に待機する。

【補足事項】

- 薬物事案については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原 則として警察に連絡をとる。
- 学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童・生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。
- 児童・生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。

3 児童・生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童・生徒から薬物乱用について相談があった場合には、薬物乱用が児童・生徒の 心身に重大な影響をもたらし、またそこに学業不振や非行など多くの問題が付随する ことに注意する必要がある。また、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行 不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。

薬物乱用が疑われる児童・生徒に対しては、次の点に注意して、緊急かつ誠実な対応をする必要がある。

- ① 児童・生徒からの話を粘り強く聴き、受容的な態度で対応する。
- ② 学校(教職員)だけで内部的に解決をしようとせず、関係機関との連携を図る。
- ③ 児童・生徒に関係機関における措置等が行われた後は、個々の児童・生徒の状況を踏まえて、学校として未然防止に向けた指導を継続的に行う。
- ④ 薬物乱用の事実が確認されなかった場合でも、人権に十分配慮した上で児童・生徒の行動を注意深く観察することが望まれる。また、当該児童・生徒の薬物乱用について学校に相談が持ち込まれていることを、その保護者に知らせる必要があるかどうか検討する。

(1)児童・生徒から薬物乱用について相談を受けたとき

ア 本人からの相談

- ① 薬物名、動機、使用した場所・時間(最終使用日)、一緒にいた人などの状況を聴く。また聴く際は、カウンセリングルームなど別室を利用して複数の教職員で行う。
- ② 薬物乱用は、心身への重大な影響をもたらし、学業不振や非行などの問題が付随することを児童・生徒に理解させ、本人と学校だけの力では解決できないことを伝え、保護者・警察・医療機関などと連携して対応する必要があることについて、本人の同意を得る。
- ③ 相談を受けた内容を、管理職、関係する教職員、養護教諭などで情報共有する。
- ④ 保護者に至急連絡をとり、面談等により児童・生徒からの聴いた結果を伝えるとともに、警察や医療機関などとの連携する対応について同意を得る。
- ⑤ 児童・生徒や保護者を関係機関につなげる仲立ちを務め、相談に行きやすい 環境をつくる。(相談の時に伝えるべき内容についてはP40参照)

イ 友人からの相談(地域からの相談)

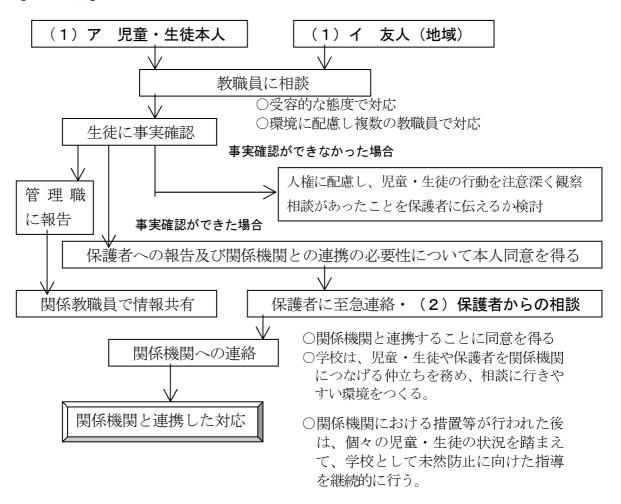
相談を持ちかけた児童・生徒や相談中に話題としてあがった児童・生徒の人権に十分配慮する。

- ① 相談をもちかけた児童・生徒から、薬物使用の状況、使用していた児童・生徒や関係する人物の氏名、使用していた日時・場所、可能ならば使用薬物名などを聴く。
- ② 薬物乱用が疑われる児童・生徒に対して慎重に事実確認を行い、状況に応じて保護者との面談を実施する。
- ③ 事実が確認された段階での対応は、アの対応に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けたとき

- ① 管理職に一報し、カウンセリングルームなど別室を利用して、複数の教職員で面談を行う。その際には、なるべく具体的に、薬物使用の状況、使用していた児童・生徒・関係する人物の氏名、日時・場所、可能ならば使用薬物などを聴く。
- ② 学校や保護者だけでは解決できない問題であることと、外部機関との連携が 必要であることを十分説明し、同意を得た上で関係機関への仲立ちをする。

【フロー図】



4 立ち直りのための相談機関

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

- 相談機関側の捉え方
 - ①乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの
 - ②乱用者の社会性を触むもの

以上2つの視点から薬物乱用を疾病と捉え、相談を受けたり、治療(薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法)を行う。

(1)機関

精神保健福祉センター、精神医療センターせりがや病院、国立療養所久里浜病院、 保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センター、児童相談所

(2) 相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、本人の治療への意 志の問題である。これにより、相談、受診する機関が違ってくる。

ア 治療(断薬)の意志あり

せりがや病院等を受診。ただし、初期乱用者((4)の第1段階、第2段階に該当する者)で非行的行動を伴っている場合は、児童相談所、県警少年相談・保護センターに相談することも可能。

イ 治療(断薬)の意志なし又は意志定まらず

精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センターに相談

本人に治療の意志がない場合治療ができないので、本人に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族の対応が重要なので、家族を対象に援助、助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神症状がある場合

本人の意志に関係なく、暴力、精神症状があり、緊急性がある場合、警察官に 通報したり、医療保護入院を前提とした受診(せりがや病院)が必要になる。

(3) 相談の際、伝えるべき事項

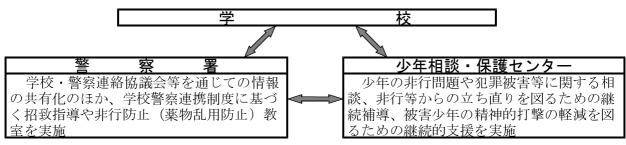
- ①乱用薬物の種類
- ②乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題
- ③どうしたいのか
 - ・乱用者本人の治療(断薬)
 - ・家族の対応(治療の勧め、乱用仲間との訣別の勧め、暴力被害からの退避)

(4)参考事項

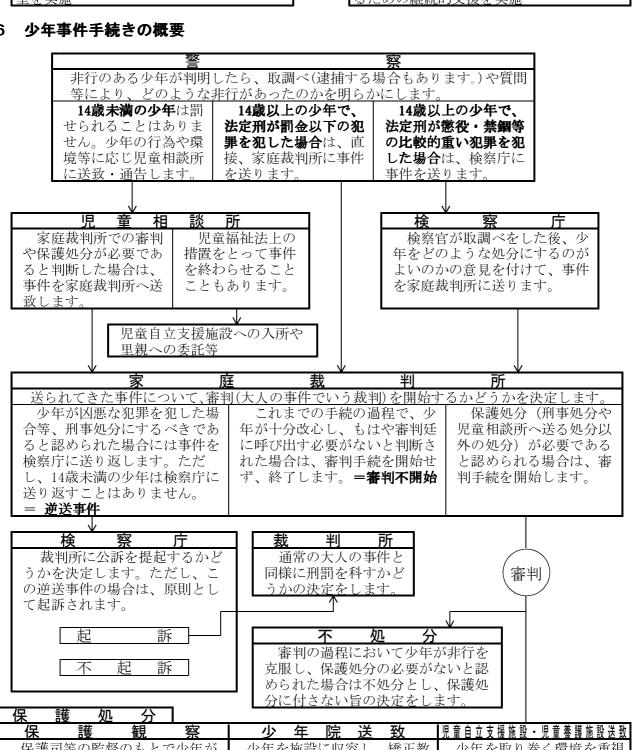
次のとおり、薬物依存の進行過程段階により、治療方法が異なるため、相談機関側は、乱用児童生徒がどの段階に該当するかを判断することが第1の仕事になる。

進行	治療方法	
段階	特 徴	石僚 月法
第1段階	○友人からの勧め。	〇 依存症専門病院、精神
気分変化を覚える段階	○好奇心による試し。	科病院、精神科クリニッ
	○集団使用。	ク等で教育指導的治療。
	○家族の気づきはない。	
第2段階	○間隔を置いた定期的使用。	
気分変化を求める段階	○集団使用、時々単独使用。	
	○服装等身なりの変化。	
第3段階	○頻回の単独使用。	○ 精神病院や依存症専門
気分変化に夢中になる	○家族との衝突。	病院での強制的措置も含
段階(依存の段階)	○検挙補導。不登校。退学。	めての精神科治療。
第4段階	○連日の使用。	〇 症状改善後も、依存症
薬物が切れると正常と	○1日中の使用。	専門病棟で継続的な治療
感じられなくなる段階	○慢性中毒状態。	を受けることが望まし
	○身体的疲労。	V'o
	○体重減少。	○ 自助グループへの参加
	○記憶障害。	が有効な場合もある。
	○フラッシュバック等の精神	
	症状。	

5 学校と警察との連携



6



保護司等の監督のもとで少年が 改善・更生することが可能と認め られる場合は、少年が自分自身の 力で社会復帰できるように、保護 監察官や保護司が補導援護する保 護観察の処分にします。

少年を施設に収容し、矯正教 育を与えることによって非行少 年を社会生活に適応させる必要 があると認められた場合は、少 年院に送ります。

少年を取り巻く環境を重視 し、施設における生活指導を 要すると認められる場合は、 児童自立支援施設、児童養護 施設に入所させ社会復帰を促 します

7 薬物の種類、症状と取締法令

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいう。

名 称(俗称)	法令	主な 違反形態	罰則
覚せい剤 (シャブ、クスリ、エス、スピード) 神経を興奮させる作用があり、乱用すると気分高 揚と疲労がとれたような感じがするが、効果が切れると、強い疲労感や倦怠感、脱力感に襲われる。依存性が強く乱用を続けると、幻覚や妄想が現れ、大量摂取すると急性中毒により死に至ることがある。	覚せい剤取締法	○譲渡 ○譲渡 ○所持 ○使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下 の罰金を併科
大麻(マリファナ、ハシッシュ、ハシッシュオイル) 気分が快活になるが、その一方で感覚が過敏になり、変調を来したり、感情が不安定になったりし、さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになる。また、何もやる気のない状態となる無動機症候群に陥ることがある。	大麻取締法	○栽培 ○譲渡 ○ () () () () () () () () () () () () ()	 (単純) 7年以下の懲役 (営利) 10年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科 (単純) 5年以下の懲役 (営利) 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科
あへん 神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えるが、精神的、身体的依存性を生じやすく、常用すると慢性中毒症状を起こし、やがて精神障害を伴う衰弱状態に至る。	あへん法	○譲渡し ○譲受け ○所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の 懲役 情状により300万 円以下の罰金を併科
シンナー等有機溶剤 乱用すると、神経が抑制されてぼんやりし、酒に酔ったような感じになる。乱用を続けると集中力、判断力が低下し、何事にも無気力になるほか、幻覚や幻想が現れる。大量に摂取すると、呼吸中枢が麻痺し、窒息死することがある。	毒物及び劇物取締法	○知情販売 ○授与 ○摂取 ○摂取 ○摂取 ○明取 所持	2年以下の懲役若しくは100 万円以下の罰金又はこの併科 1年以下の懲役若しくは50万 円以下の罰金又はこの併科
違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラック) 麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして「合法ドラッグ」等と称して販売されている。薬 事法により、幻覚等の作用を有する45種類の物質が 「指定薬物」として医療等一定の用途に供する場合 を除いてその販売等が禁止されている。	薬事法	○授与 ○販売 ○陳列	3年以下の懲役若しくは300 万円以下の罰金又はこの併科 (業として行った者) 5年以下の懲役若しくは500 万円以下の罰金又はこの併科

名 称(俗称)	法令	主な 違反形態	桐 則
ヘロイン 神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えてこれを繰り返すようになる。強い精神的依存と身体的依存が形成され、筋肉の激痛、失神などの激しい禁断症状に苦しみ、大量に摂取すると呼吸困難、昏睡の後、死に至ることがある。	麻	○譲渡し ○譲受け ○所持 ○施用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下 の罰金を併科
コカイン 気分が高揚し、眠気や疲労感がなくなったり、体が軽く感じられ、腕力、知力がついたという錯覚が起こる。乱用を続けると幻覚等の症状が現れ、大量に摂取すると呼吸困難により死に至ることがある。 LSD 強烈な幻覚が現れ、色彩感覚が麻痺し、空間が歪んだような感覚に襲われる。乱用すると精神障害を来たすことがある。 MDMA (エクススタシー) MDA (ラブ・ドラック) 視覚、聴覚を変化させ、乱用すると錯乱状態に陥ることがある。 マジックマッシュルーム ケタミン(k、スペシャルk) 摂取すると、幻覚作用が現れることがある。	薬及び向精神薬取締法	○譲渡受け ○ 応用	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役 役情状により300万円以下 の罰金を併科
向精神薬 中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼし、乱用すると感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、 歩行失調になるなど、心身への障害が生じる。		○譲渡し ○譲渡し目 的所持	(単純) 3年以下の懲役 (営利) 5年以下の懲役 情状により100万円以下 の罰金を併科

8 相談機関一覧

相談機関名	住 所	電話番号	相 談 日 ・ 時 間
神奈川県立精神医療センター せりがや病院	横浜市港南区 芹が谷2-3-1	045-822-0365	月~金 9:00~17:00
県精神保健福祉センター	横浜市港南区 芹が谷2-5-2	045-821-6060 (こころの電話相談) 045-821-6937 (依存症電話相談)	月〜金 17:30〜21:00 (受付は20:45まで) 月 13:30〜16:30
横浜市こころの健康相談センター	横浜市港北区鳥山 町1735 横浜市総合保健医 療センター内	045-476-5557 (こころの電話相談) ※ 横浜市民対象	月〜金 17:00〜22:00 (受付は21:30まで) 土・日・祝日8:45〜22:00 (受付は21:30まで)
川崎市精神保健福祉センター	川崎市川崎区東田 町8 パレールビル4階	044-201-3242	祝祭日を除く月〜金 8:30〜12:00 12:45〜17:00
相模原市精神保健福祉センター	相模原市中央区富 士見6-1-1 ウェル ネスさがみはら7階	042-769-9819	月~金 17:00~22:00
横浜いのちの電話		045-335-4343	24時間受付
川崎いのちの電話		044-733-4343	24時間受付
独立行政法人国立病院機構久 里浜アルコール症センター	横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	月~金 8:30~11:00
県警少年相談・保護センター	横浜市中区海岸通 り2-4	045-641-0045	月~金 8:30~17:15
最寄の保健所(保健福祉事務所等)、地元警察署でも相談できます。			

どなたも匿名で相談できますので、まずは電話をかけてください。

厚生労働省 薬物乱用防止に関するページ

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html)

神奈川県薬務課 薬物乱用防止について

(http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/yakumu/yakutai/index.html)

喫煙生徒対応マニュアル

- 1 中・高校生の禁煙の意志
- 2 喫煙対策の取組みについて
- 3 専門機関との連携による禁煙相談・治療について
- 4 保健福祉事務所等での禁煙相談について

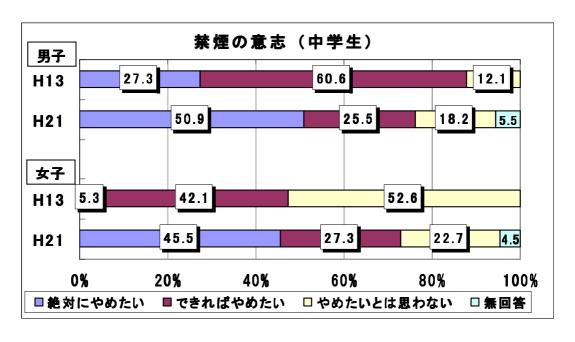
1 中・高校生の禁煙の意志

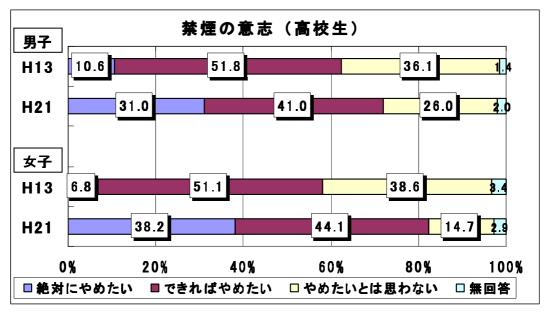
平成21年度に実施した喫煙、飲酒、薬物乱用に関する意識・実態調査によると、喫煙している生徒のうち、中学生では男子で76.4%、女子で72.8%が「絶対にやめたい」「できればやめたい」と答えています。高校生では男子で72.0%、女子で82.3%が同様に禁煙の意志を示しています。また、喫煙防止教育の取組みや禁煙に関する社会環境の整備等によって、前回平成13年度の調査と比べても中、高校生ともに「絶対にやめたい」と答えた生徒が増加しています。

このように、興味本位や先輩・仲間に勧められる等で喫煙を始めたものの、多くの生徒がたばこを断ちきりたいと思っていることが調査結果から浮かび上がってきました。

そこで、各学校の指導において、喫煙防止教育を進める一方で、喫煙している生徒への対応が必要となっています。

問「あなたは、禁煙(たばこを吸うのをやめること)をしたいと思いますか」に対する回答





2 喫煙対策の取組みについて

(1) 学校における喫煙に関する指導・支援

喫煙は一度依存状態に陥ると抜け出すのは極めて難しいため、喫煙をしていない生徒を対象とする「一次予防」が最も本質的な予防策です。一次予防の方法は健康教育と社会環境の改善であるので、学校における喫煙防止教育は重要であり、学校の主な役割は「一次予防」の立場からの働きかけです。

しかし、中学生にも喫煙を経験した生徒がいることは事実で、これらの生徒に対しては「二次予防」「三次予防」の立場から個別に対応する必要があります。その際には、学校のみでなく、医療機関、警察など外部の関係機関と連携を持って対応することが大切です。

(2) 各段階に対応した喫煙対策イメージ 喫煙防止教育の推進 学校教育 ● 県教育委員会 ○ 教科指導(保健学習) ○ 指導教材・資料の配付 全て 次予 ○ 薬物乱用防止教室 ○ 指導者研修の開催 ○ 学校保健委員会 ○ 保護者・地域・関係機関 \mathcal{O} 防 ⇒ たばこの害や法規制 生 との連携 徒 等の理解、危険回避能 ○ 児童生徒の実態把握 力の育成 喫煙生徒 ■早期発見 喫煙常習の生徒を医 ○アンケート 学 校 療機関につなげるま ○個別面談 で、学校は関係機関と 連携を図り粘り強く指 二次予防 ● 支援体制の充実 導・支援を行う。 ○ 保健室相談 指導 個別 ○ 教育相談 等 相談 連携 担任 関係機関 養護教諭 管理職 生徒 連携協力体制の確立 生**徒指導** 担当教員 部活動顧問 保護者 ○ 警察、少年相談・保護センター:街頭補導 ○ PTA、自治会等:地域パトロール スクールカウンセラー 学校医 ○ 児童相談所:家庭への働きかけ ○ 保健福祉事務所、保健所等:禁煙 連携 支援等の相談 連携 医療機関 二次予防 ○ 医療機関(禁煙外来) ⇒ 治療、経過観察、再発防止 ※ 治療期間約2ヶ月、費用約3万円 (パッチ代等)

喫煙する生徒0を目指す

3 専門機関との連携による禁煙相談・治療について

学校が支援体制を整備し、関係機関と連携して粘り強く指導・支援を重ねることは重要ですが、喫煙をやめられずにニコチン依存症になっていると思われる生徒に対しては、医療機関による治療等が必要な場合もあることから、早期に保護者の理解と協力を得て、保健福祉事務所等に禁煙支援についての相談を行うなど、医療機関につなげることが重要です。

(1) 専門機関における禁煙相談や治療の必要性について保護者の理解

専門機関へつなげるためには、保護者の理解と協力が不可欠です。改めて、喫煙の 害や法規制について話をするとともに、喫煙が習慣化している場合は医療機関による 適切な治療が必要であることについて理解を促すことが必要です。

- ⇒ 保護者へ話すことは・・・
 - 喫煙が及ぼす害について
 - 若年者ほど依存症になりやすく、健康影響も大きいこと
 - 依存症と思われる場合の適切な治療の必要性
 - 未成年者の喫煙に対する法律による規制について
 - 未成年者の補導と保護者の監督責任

-

専門機関での禁煙相談等の必要性の理解

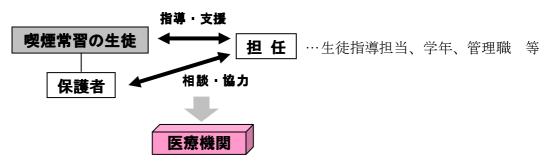
(2)専門機関へ円滑につなげる方法

喫煙が習慣化している生徒は、喫煙のきっかけや、喫煙の害についての理解度、たばこの入手ルート、友人関係など様々な状況があります。また、保護者に関しても、保護者本人の喫煙習慣や子どもとの関わり方といった様々な状況があります。一人ひとりの生徒、保護者の状況に合わせて支援体制を確立し、きめ細かく丁寧に指導・支援しながら保健福祉事務所等と連携するなど、必要に応じて医療機関等につなげることが必要です。

また、こうした専門機関へつなげた後も、継続的な支援や見守りが重要です。

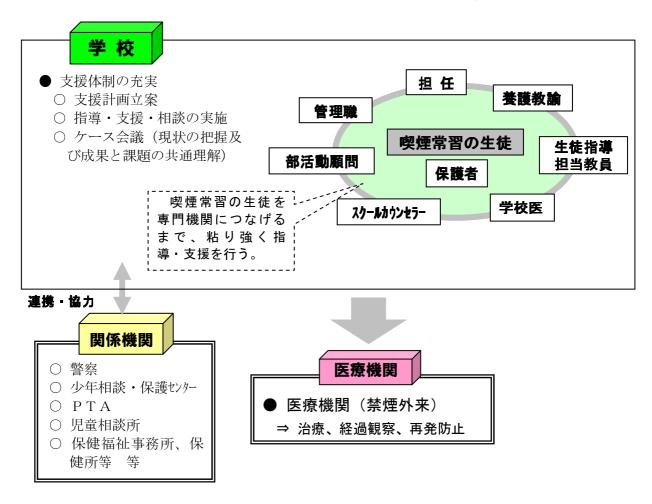
① 担任が中心となって保護者と連携を図るケース

担任が中心となり該当生徒へ指導・支援するとともに、生徒指導担当教員等と協力しながら保護者の理解を得て、保健福祉事務所等と連携し、医療機関につなげることが考えられます。



② 複数の教職員でチームを組んで支援するケース

関係する複数の教職員でチームを組んで、それぞれの立場から多角的な支援を行うことができる支援体制を構築することが考えられます。その際、警察や少年相談・保護センター、PTA等の関係機関や保健福祉事務所等との連携を図り、組織的、計画的、そして継続的に指導・支援をすることが大切です。



※ 禁煙相談の窓口等の情報は、県たばこ対策課のホームページ「かながわのたばこ対策」 をご参考ください。

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/

喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料研究委員

(五十音順)

安藤 晴敏 県立百合丘高等学校 校長 (H21・22)

石井 恒夫 県安全防災局安全・安心まちづくり推進課 副主幹 (H21)

磯貝 靖子 県立体育センター 指導主事 (H21)

植村 知子 県保健福祉部薬務課 主査 (H21)

遠藤 真智子 県教育委員会教育局支援教育部子ども教育支援課 指導主事(H21・22)

岡崎 学 県保健福祉部健康増進課たばこ対策室 副主幹 (H21)

小川 雅嗣 県立体育センター 指導主事 (H22)

高木 一郎 県安全防災局安全安心部くらし安全交通課 副主幹 (H22)

武井 保雪 県警察本部生活安全部少年育成課少年相談保護センター少年相談運用係 係長 (H21・22)

長島 圭太 県保健福祉局保健医療部たばこ対策課 副主幹 (H22)

細野 正人 県保健福祉局生活衛生部薬務課 技師(H22)

【研究アドバイザー】

野津 有司 筑波大学大学院 教授(H21·22)

【事務局】

郡山 強 県教育委員会教育局保健体育課 課長代理 (H21)

落合 浩一 〃 グループリーダー兼指導主事 (H21・22)

<表紙>

平成21年度啓発ポスター中学校の部最優秀川崎市立菅生中学校 白岩実桜さんの作品